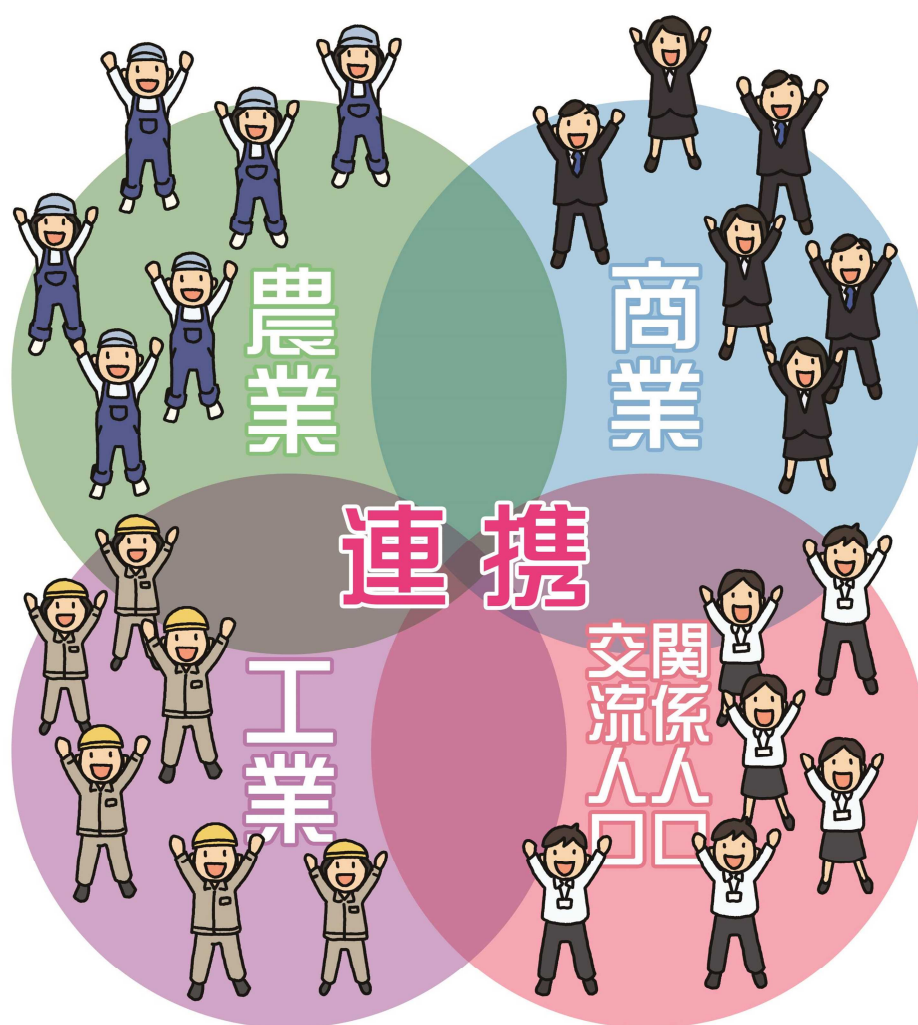


美唄市産業振興計画（第2次）

計画期間：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)



令和3年(2021年)3月

美 唄 市

目 次

第1章	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	美唄市産業を取り巻く社会経済情勢の変化・・・・・・・・	2
1	人口減少、少子高齢化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	新型コロナウイルス感染拡大による影響・・・・・・・・	3
3	社会全体のデジタル化の進展とライフスタイルの変化・・	4
4	持続可能な開発目標(SDGs)の取組の広がり・・・・・・・・	4
5	「地方回帰」の意識の高まりと関係人口の裾野の広がり・・	4
第3章	美唄市産業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	美唄市産業の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	中小企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	商 業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	工 業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	企業立地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6	農 業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	関係人口・交流人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
8	産業を担う人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第4章	美唄市産業の主要課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
1	産業全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2	中小企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3	商 業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4	工 業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5	企業立地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
6	農 業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
7	関係人口・交流人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
8	産業を担う人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第5章	目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1	美唄市産業振興の基本的考え方・・・・・・・・・・	22
2	美唄市産業の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22

第6章	産業振興政策の展開方向	23
1	市内企業の事業継続力の強化	23
(1)	中小企業の経営基盤の強化と付加価値向上	23
(2)	新製品・サービスや新技術開発等への支援及び創業・起業の促進	23
(3)	中心市街地の活性化	24
2	美唄市の優位性を生かした新たな企業・事業の創出	24
(1)	ホワイトデータセンターや食関連事業等の立地促進	24
(2)	テレワーク等の誘致促進	25
(3)	スポーツを契機とする新たなビジネスの創出	25
3	いのちを育む食と農の振興	25
(1)	基幹作物等の安定生産	25
(2)	輪作体系の検証・確立	26
(3)	新たな高収益作物の導入	26
(4)	美唄産農産物・食品ブランド力の向上・販路拡大	26
(5)	農産物の輸出	26
(6)	農商工連携・6次産業化の促進	26
4	地域資源を活用した関係人口・交流人口の創出・拡大	27
(1)	関係人口・交流人口との創出・拡大する取組	27
(2)	魅力的な滞在・体験コンテンツづくり	27
(3)	受入体制の整備	27
5	産業を担う人材の育成・確保	28
(1)	企業を支える人材の育成・確保	28
(2)	就業環境の整備	29
(3)	担い手農家の育成・確保	29
6	各産業の相乗効果を発揮する横断的な取組	31
(1)	農業・工業・商業・観光業など各産業の連携強化	31
(2)	シティプロモーションの推進	31
(3)	ふるさと美唄応援団づくり事業等との連携	31
第7章	計画の推進体制	32

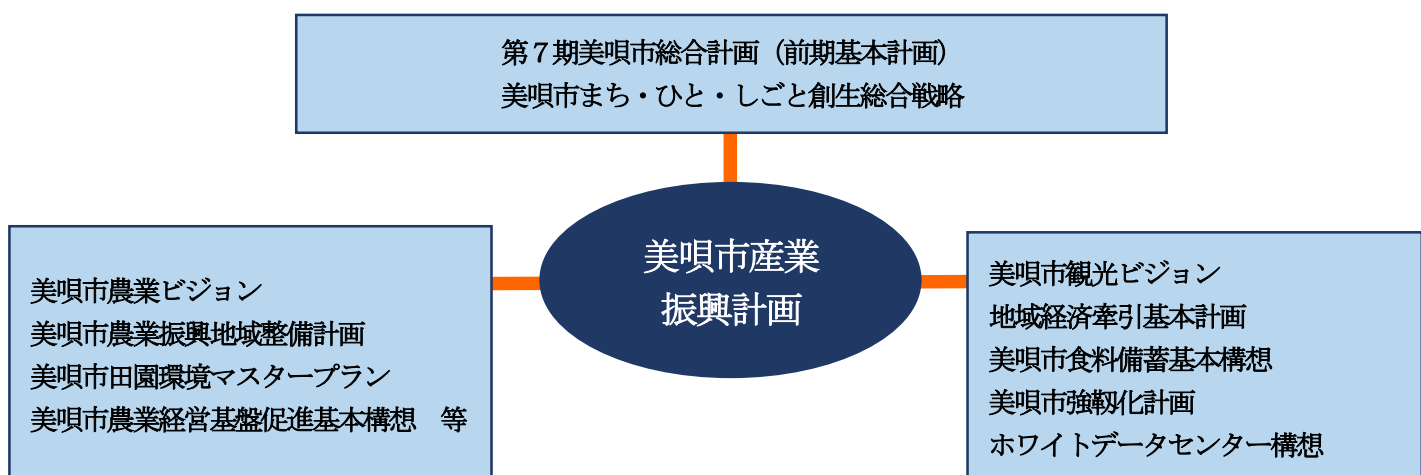
第1章 計画策定の趣旨

1 策定の目的

- 産業の振興は、市民生活を支える基盤であるとともに、地域の魅力を高め、地域経済を活性化させる重要な役割を担っていることから、本市では、平成25年（2013年）に「美唄市産業振興計画（平成25年度（2013年度）～令和2年度（2020年度）」を策定し、令和2年度（2020年度）へ向けた美唄の産業の目指す方向を取りまとめ、産業振興施策を推進してきました。
- 現在、本市産業は、少子高齢化の進行による人口減少社会の到来、地球温暖化問題、グローバル経済の進展、災害の大規模化等のほか、新型コロナウイルス感染症など厳しい状況に直面しています。
- 今般、本市産業が持続的に発展していく将来像を「目指す姿」として示した上で、その実現に向けた施策を地域産業の担い手である中小企業、農業者、労働者、関係団体等と連携して、産業振興施策を総合的に推進していくための関係者共通の指針として、美唄市産業振興計画（第2次、以下、本計画）を策定するものであります。
- 地域資源を生かした産業振興を図るため、美唄の強みや優位性のある「いのちを育む食と農の振興」、「既存企業の事業継続力の強化」「分野横断的な産業振興」という視点から、本市の産業のあるべき姿を実現することを目的として策定しました。
- なお、「美唄市観光ビジョン（平成30年度～令和3年度）」及び「美唄市農業ビジョン（令和3年度～令和7年度）」を策定しておりますが、本計画においては、分野横断的な産業振興を図る観点から、宿泊施設等の観光事業者や農業経営体等の振興に直接関わる施策を中心に盛り込むこととします。

2 計画の位置付け

- 本計画は、本市産業の現状や課題を整理するとともに、「第7期美唄市総合計画 前期基本計画」（計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））を基に、総合的な人口減少対策を推進するために策定している「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、「美唄市農業ビジョン」、「美唄市観光ビジョン」との整合性を図りながら、今後5年間ににおける本市産業の振興に向けて、基本的な方向性や取り組むべき事項を明らかにし、効果的に施策を推進することができるよう、新たに策定するものです。
- 本計画に基づく施策の推進に当たっては、市はもとより、地域産業の担い手である中小企業、農業者、労働者等が各々の役割を果たし、連携しながら一体となって取り組むとともに、国や北海道に対しても、各種施策に対する支援を求め、総合的な対策を講ずることとします。



3 計画期間

○本計画の計画期間は、「第7期美唄市総合計画 前期基本計画」と同じ令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の大きな変化や上位計画の見直しがあった場合は、計画内容の見直しを行う場合があります。

第2章 美唄市産業を取り巻く社会経済情勢の変化

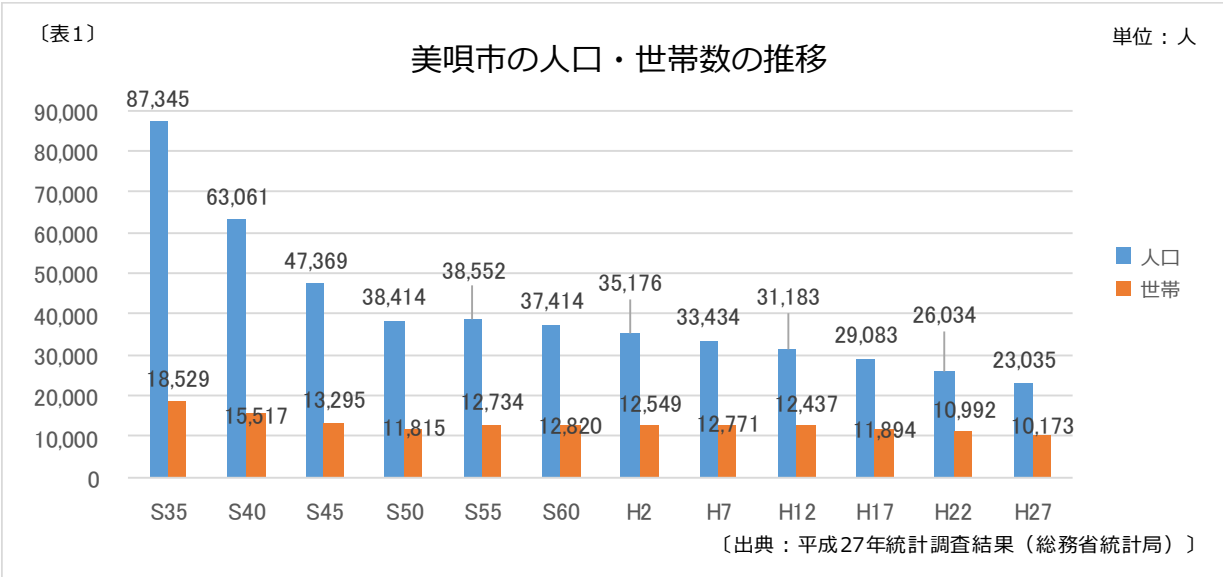
1 人口減少、少子高齢化の進行

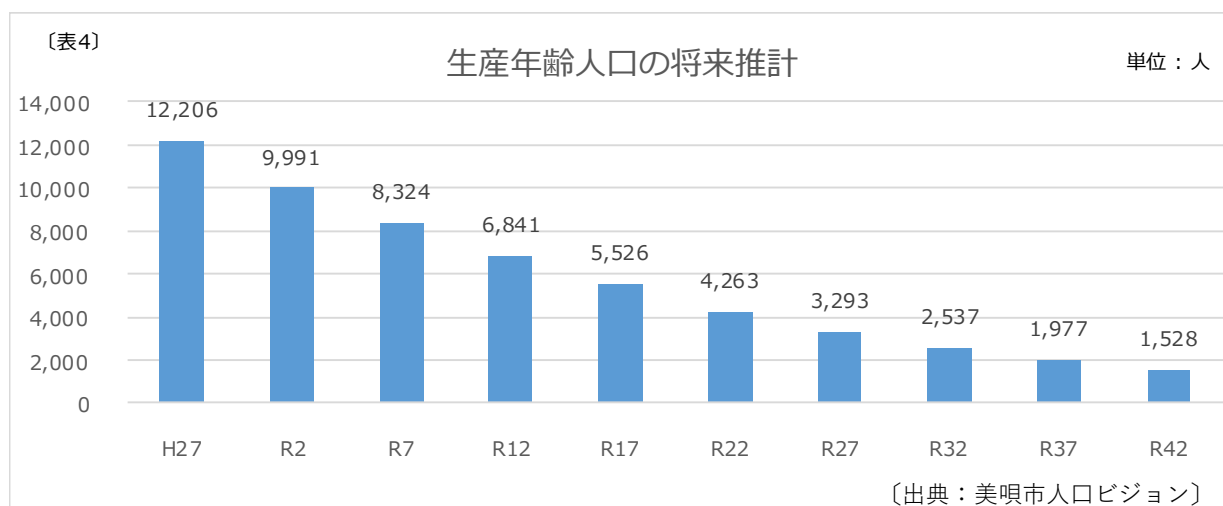
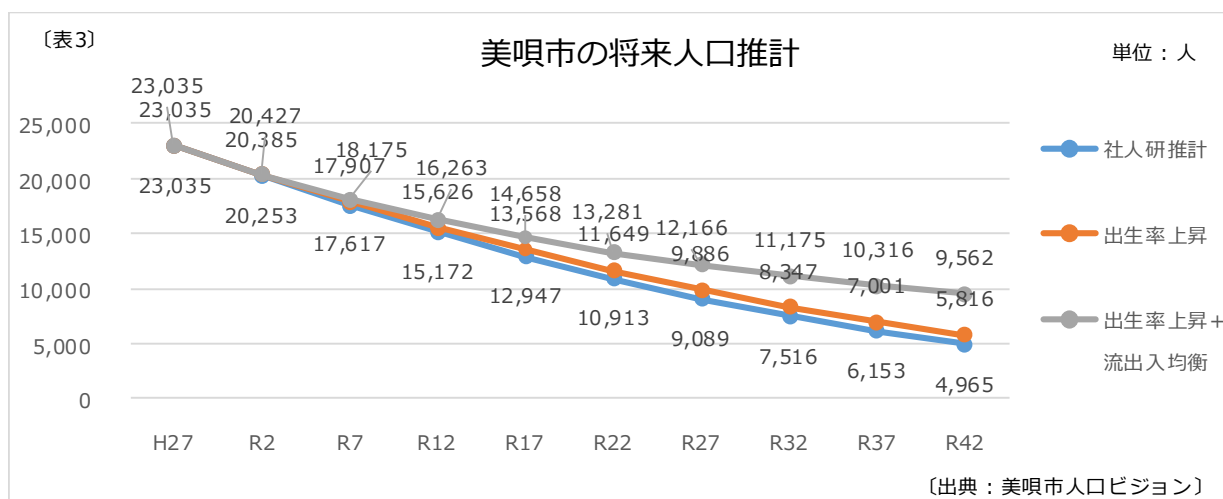
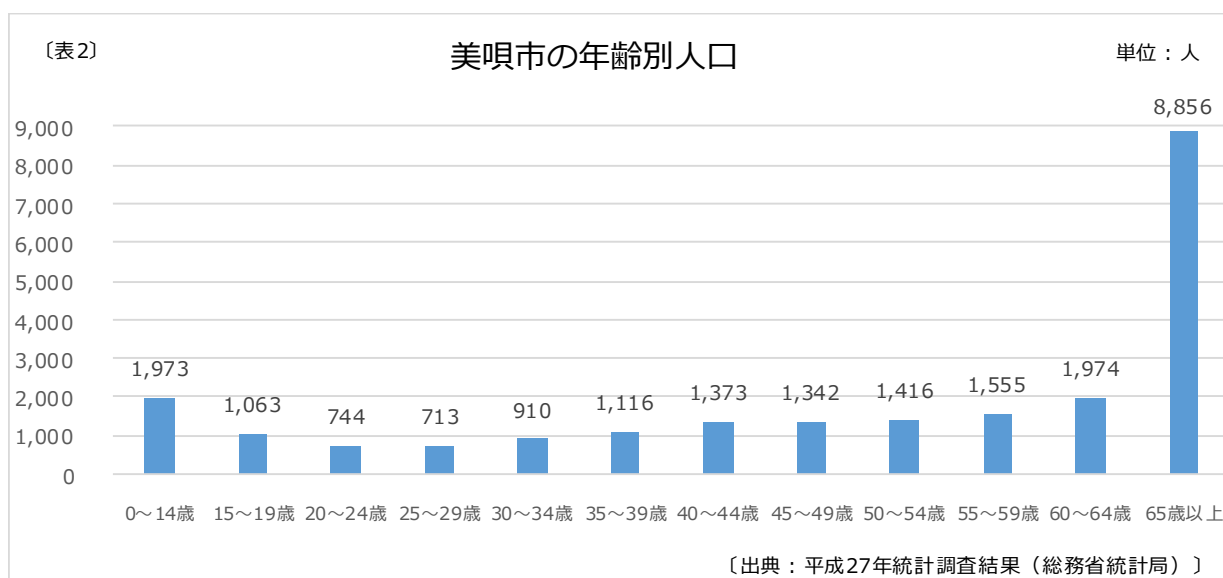
○本市は、空知地方の中央部に位置し、日本経済の発展を支える石炭都市として、三井、三菱など大規模炭鉱のほか中小の炭鉱も多数擁し、昭和31年（1956年）には、人口92,150人とピークに達しましたが、昭和38年（1963年）以降、エネルギー政策の転換により炭鉱が相次いで閉山しました。

○平成27年（2015年）国勢調査結果では、23,035人（ピーク比25.0%）にまで減少し、年齢別人口は、15歳以上65歳未満の生産年齢人口12,206人（人口に占める割合53.0%）となっており、各産業における労働力不足が懸念されています。（表1）（表2）

○将来人口（美唄市人口ビジョン）については、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計方法によると、令和22年（2040年）の人口は10,913人、出生率を国及び北海道の推計と同じ数値を適用した推計方法（出生率上昇）によると、11,649人となっています。（表3）

○このうち、15歳以上65歳未満の美唄市の生産年齢人口は、社人研の推計によると、令和22年（2040年）には4,263人（人口に占める割合 約39.1%）と推計されており、将来においても各産業の担い手や労働力確保が大きな課題となることが推測されます。（表4）





2 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

○新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に伴う社会経済環境の悪化により、これまで経験したことのない、甚大な影響が社会経済にも生じるなど未曾有の危機に直面し、業種によっては、事業の継続や雇用の維持など厳しい状況が続いています。

3 社会全体のデジタル化等の進展とライフスタイルの変化

- 消費者ニーズの変化や、人口減少に伴う人手不足、雇用と併せた働き方改革など、多様な要因が相まって、暮らしの変化と産業の変化が進んでいます。
- デジタル技術の活用による産業や社会の変革（デジタルトランスフォーメーション）が重要な課題となる中、デジタル技術の活用による産業・地域社会の変革やグリーン社会の実現が求められています。
- 情報・通信技術（ICT）の活用と宅配サービスなどの普及により、通信販売・ネット購入が浸透したり、サテライトオフィス勤務やテレワークなど、地方にしながら大都市の消費者や企業と連携して生活できる産業・職業生活スタイルが広がり始めています。

4 持続可能な開発目標（SDGs）の取組の広がり

- 平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択以降、SDGs への関心が世界的に高まり、人々の意識や行動を変えつつあり、国内外において SDGs の推進に向けた取組が拡大しています。
- 環境と調和した持続可能な産業を展開することが重要であることから、多様な主体が連携・協働した取組を推進することが重要です。

5 「地方回帰」の意識の高まりと関係人口の裾野の広がり

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、「大都市への過度な人口集中から地方分散へ」という大きな動きの一つとして、都市から地方に移住・定住するなどの「地方回帰」の広がりが期待されています。
- 地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる「関係人口」が、これからの地域づくりの担い手として注目されています。

第3章 美唄市産業の現状

1 美唄市産業の特性

- 本市は、行政面積の（27,769ha）の3分の1を占める、広大な農地（9,410 ha）を生かして、全道第6位（令和元年度、以下同じ。）の生産量を有する水稻を中心に、小麦（全道第25位）、大豆（全道第5位）、なたね（全道第1位）などの土地利用型作物と、アスパラガス、たまねぎ、ハスカップなどの野菜、果樹や花きなど様々な農産物を生産する道内有数の農業地帯となっています。
- 本市の農業産出額は、58億円（過去5年間の平均値）となっており、農産物を原料とする食料品製造、肥料・飼料等の生産資材や農業機械、観光・運輸・流通など広範な産業と密接に結びついていて、特に食料品製造業が本市の製造品出荷額等の22%（35億円）を占めていることから、本市農業は他産業への経済波及効果や域外からの需要獲得に大きな役割を果たしています。
- 農業の就業者数（平成27年（2015年）国勢調査）は、1,433人となっており、医療福祉の1,631人に次いで2番目の地位を占める就業者を雇用しており、本市農業は、雇用と所得の確保など市民の生活や地域経済を支えるリーディング産業として、本市経済の中で重要な位置を占めています。

〔表5〕

- 本市工業は、様々な製造業（40社）が集積し、その製造品出荷額は159億円、事業所数は40事業所、従業員数は773人となっており、プラスチック製品製造業（9社）が占める割合は40.7%と最も高く、次いで食料品製造業（8社）が22.3%、金属製品製造業（5社）が9.4%となっていることが特徴となっています。

〔表5〕 産業別15歳以上就業者数

業 種	就業者数（人）
農業	1,433
建設業	1,067
製造業	1,003
卸売業、小売業	1,094
医療、福祉	1,631
宿泊、飲食サービス業	538
公務	646
運輸・郵便業	488
その他	2,147
総 数	10,047

〔出典：平成27年国勢調査〕

2 中小企業

（1）事業所の規模と従業員

- 本市の企業を規模別でみると、従業員が100人未満の企業数は964社で割合は99.4%であり、中小企業が大半を占めており、地域経済と雇用の担い手として重要な役割を果たしています。
- また、従業員が100人未満の企業で働く人は6,567人、割合は89.1%であり、中小企業が地域雇用の主要な受け皿となっています。

(2) 事業所の開廃業

○平成26年(2014年)から平成28年(2016年)の開廃業の動向を経済センサスから見ると、事業所は全体で109社減少しており、主な内訳としては医療・福祉で17社、卸売業・小売業で16社、宿泊業・飲食サービス業で14社、建設業で10社となっています。

○同じく、従業員数は全体で1,617人減少しており、主な内訳としては医療・福祉で292人、建設業で236人、宿泊・飲食業で106人、製造業で92人と各々減少しています。

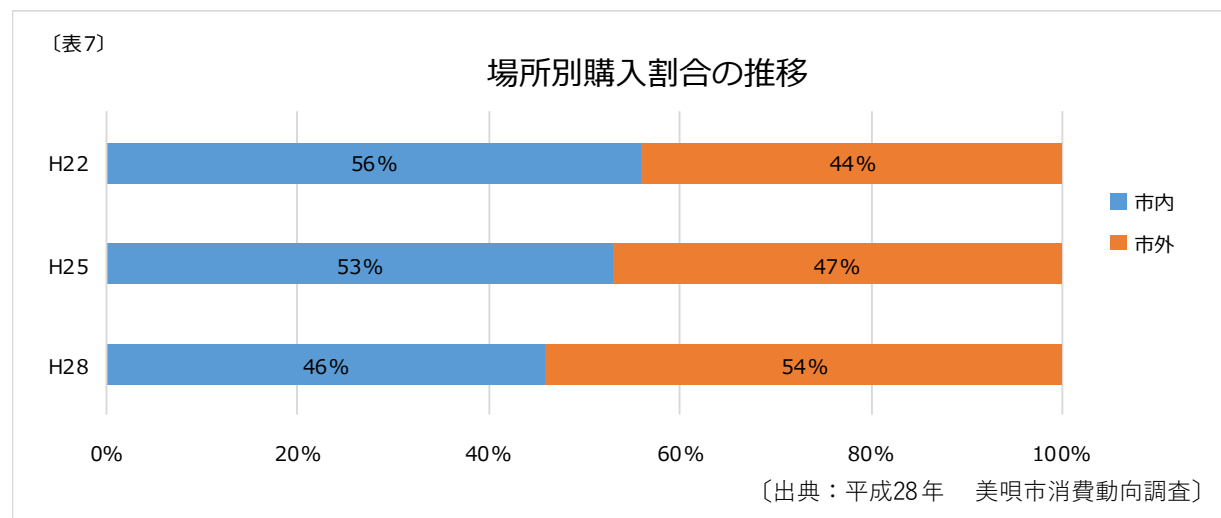
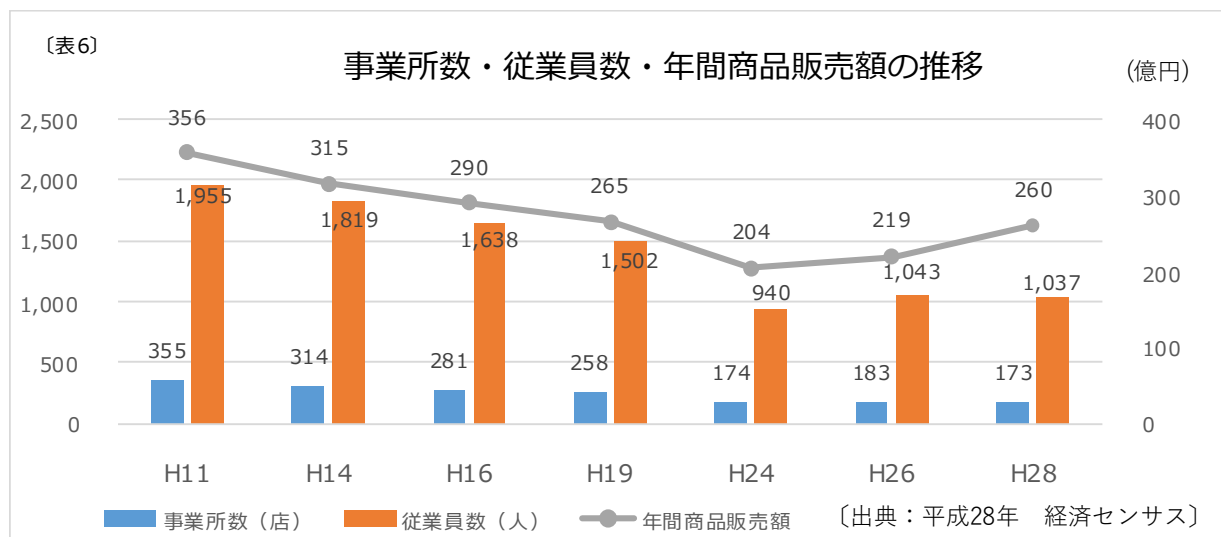
3 商 業

(1) 事業所数、従業員数、商品販売額

○本市商業は、平成28年(2016年)経済センサスの統計では、商業における年間販売額は、260億円、卸売・小売店数が173店、従業員数が1,037人となっています。人口減少に伴う消費購買力の低下に加え、インターネット購入等の拡大や消費者の購買形態が多様化しています。[表6]

○商業圏は、郊外型の大型店舗が立地する国道の東側地区に移行している状況となっているほか、市外へ消費が流出している状況にあります。[表7]

○サービス系産業の内訳では、「宿泊・飲食サービス業」が127事業所と最も多く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が105事業所となっています。[表8]



[表 8] 業種別事業所数

業種	事業所
卸売業、小売業	173
サービス系産業	524
金融業、保険業	16
不動産業、物品賃貸業	71
学術研究、専門・技術サービス業	12
宿泊業、飲食サービス業	127
生活関連サービス業、娯楽業	105
教育、学習支援業	25
医療、福祉	65
複合サービス事業	14
サービス業（他に分類されないもの）	89

[平成 28 年 経済センサス]

4 工 業

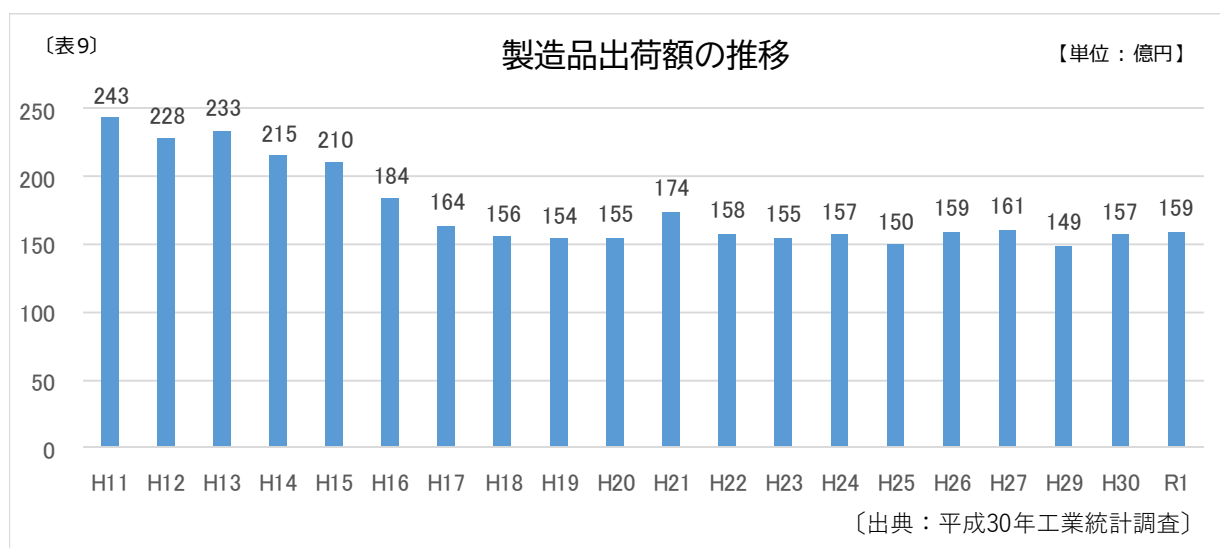
(1) 事業所数、従業員数、製造品出荷額

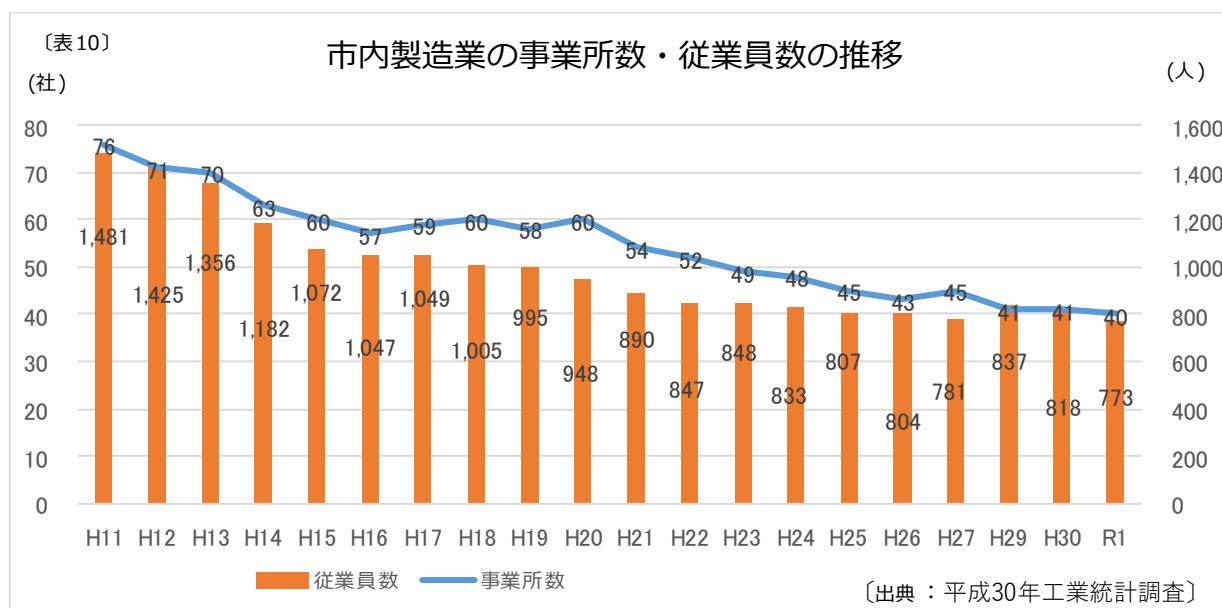
○本市の工業は、平成 30 年工業統計によると、製造品出荷額は 159 億円、事業所数は 40 事業所、従業員数は 773 人となっており、製造業の事業所数や従業員数は減少傾向にあるものの、製造品出荷額は、平成 17 年よりほぼ横ばいで推移しています。[表 9] [表 10]

○本市の製造品出荷額は 159 億円で、空知管内では、岩見沢市（798 億円）、奈井江町（288 億円）、砂川市（264 億円）、赤平市（220 億円）、芦別市（176 億円）に次いで 6 位となっています。

○東明工業団地と空知工業団地を有していることで、様々な製造業（40 社）が集積していますが、特にプラスチック製品製造業（9 社）や食料品製造業（7 社）が立地し、その製造品出荷額等のうちプラスチック製品製造業が占める割合は 40.7%と最も高く、次いで食料品製造業が 22.3%、金属製品製造業が 9.4%となっていることが特徴となっています。[表 11]

○近年、市内における工場等の新・増設に対し、美唄市産業振興条例に基づき、平成 29 年度（2017 年度）に食品製造業 2 件、令和元年度に金属製品製造業 1 件、令和 2 年度に鉄骨工事業 1 件の助成を行っています。[表 12]





〔表11〕 主な業種別事業所数、従業者数、製造品出荷額

業 種	事業所数	従業者数	製造品出荷額
食料品製造	7	133 人	39.5 億円
繊維工業	5	66 人	5.4 億円
家具・装備品製造業	1	31 人	X
印刷・同関連業	1	8 人	X
化学工業	1	77 人	X
石油製品・石炭製品製造業	1	9 人	X
プラスチック製品製造業	9	208 人	63 億円
窯業・土石製品製造業	3	62 人	5.8 億円
金属製品製造業	5	134 人	16.3 億円
生産用機械器具製造業	2	11 人	X
業務用機械器具製造業	1	8 人	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	12 人	X
その他	3	14 人	1.7 億円
合 計	40	773 人	159.4 億円

〔出典：令和元年工業統計〕

注) 「X」は、集計対象となる事業所が1または2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所

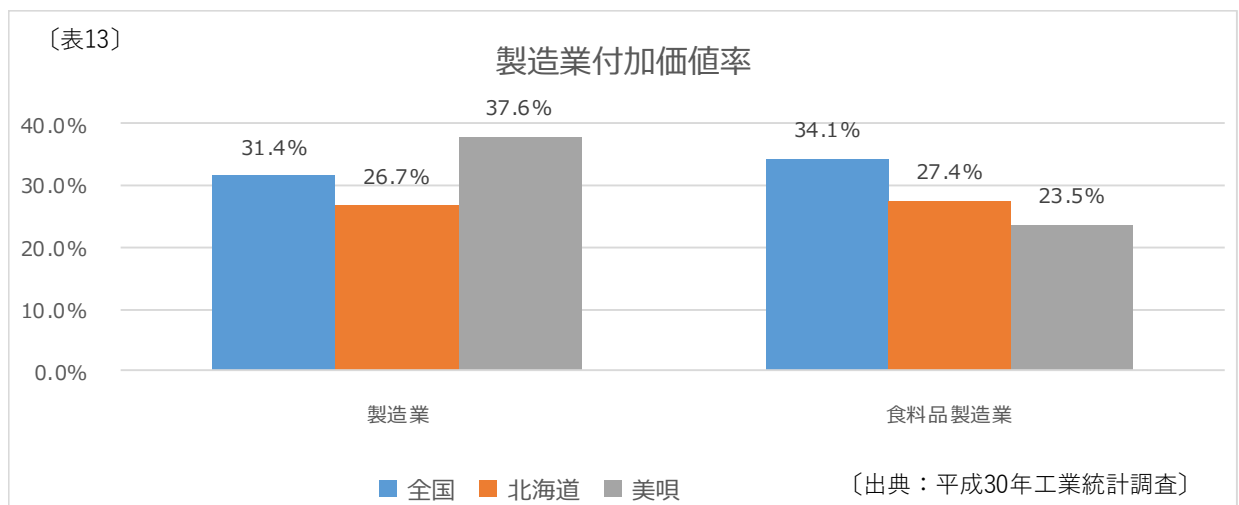
〔表12〕 美唄市産業振興条例助成実績

年 度	業 種	助成件数
平成29年度	食品製造業	2
平成30年度	—	—
令和元年度	金属製品製造業	1
令和2年度	鉄骨工事業	1

(美唄市経済観光課調べ)

(2) 付加価値額等

- 粗利を表す付加価値額は増加傾向にあり、令和元年で製造業全体が 59 億円、うち食料品製造業が 9.2 億円となっています。
- 売上に対してどれくらいの粗利があるかを示す付加価値率（付加価値額を製造品出荷額等で除した額）は、令和元年の製造業全体が 37.6%で、全国平均(31.4%)、全道平均(26.7%)を上回っていますが、食料品製造業は 23.5%で、全国平均（34.1%）・全道平均(27.4%)を下回っており、本市の強みである農産物や食資源をうまく生かし切れていない状況にあります。
- 食料品製造業は地域の強みや優位性のある農産物や食資源の活用等により、成長の可能性があることから、食や農産物のブランド化・付加価値を高め、販路拡大を図る取組を進めていく必要があります。[表 13]



5 企業立地

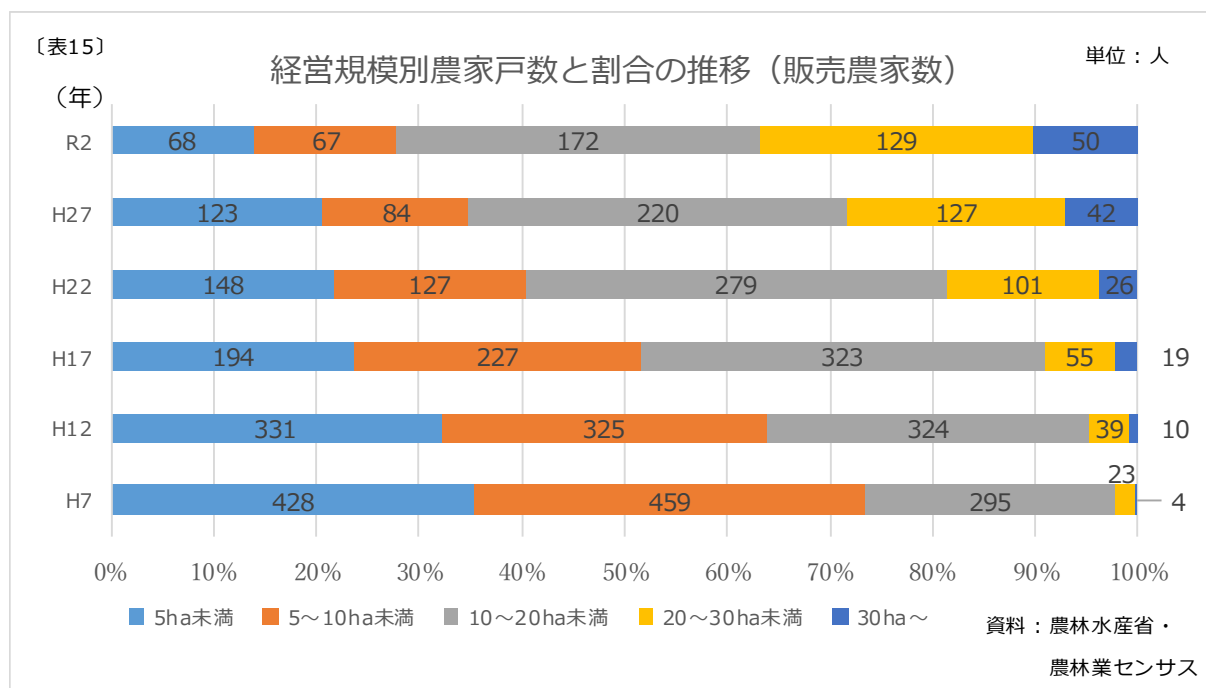
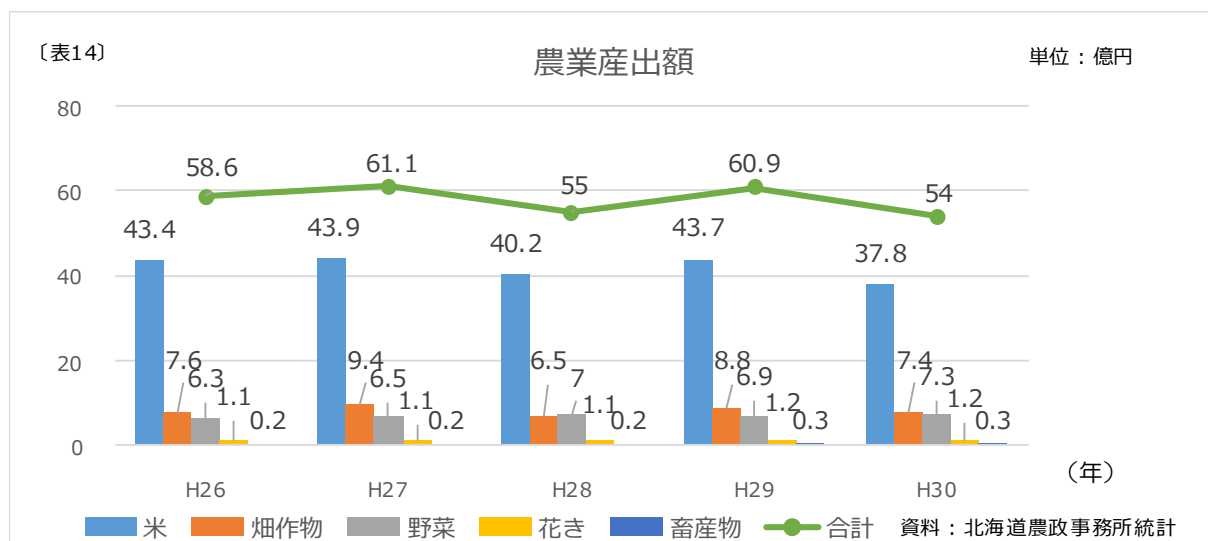
- 企業立地の用地となる空知工業団地は、美唄市と奈井江町の行政境界にまたがり、総面積 247ha（奈井江町分及び美唄市分）の内陸型では北海道最大規模の工業団地として、昭和 59 年 2 月に分譲が開始され、現在（令和 2 年 12 月末現在）11 社が操業しています。
- 平成 26 年 3 月に独立行政法人中小企業基盤整備機構から美唄市に用地が譲渡され、それ以降は市が中心となって企業立地を推進しており、令和 2 年（2020 年）末現在、美唄市分 176 haのうち、136ha（77.2%）が分譲されています。
- 空知工業団地に「美唄ハイテクセンター」を設置し、テレワーク事業を展開する企業なども進出しており、入居率は約 50%（面積率）で推移しています。
- 近年、雪冷熱を活用したデータセンターの事業に向けた取組や、利雪食品加工研究施設。スマート農業に関連する企業の集積が進みつつありますが、一方で、多くの雇用が期待される製造業の進出意向は少ない状況となっています。
- 令和 2 年度に北海道ベースボールリーグが開幕したほか、関連する商業施設が中心市街地に開業するなど、スポーツを契機とする新たなビジネスが創出されています。

6 農 業

<農業産出額・経営規模>

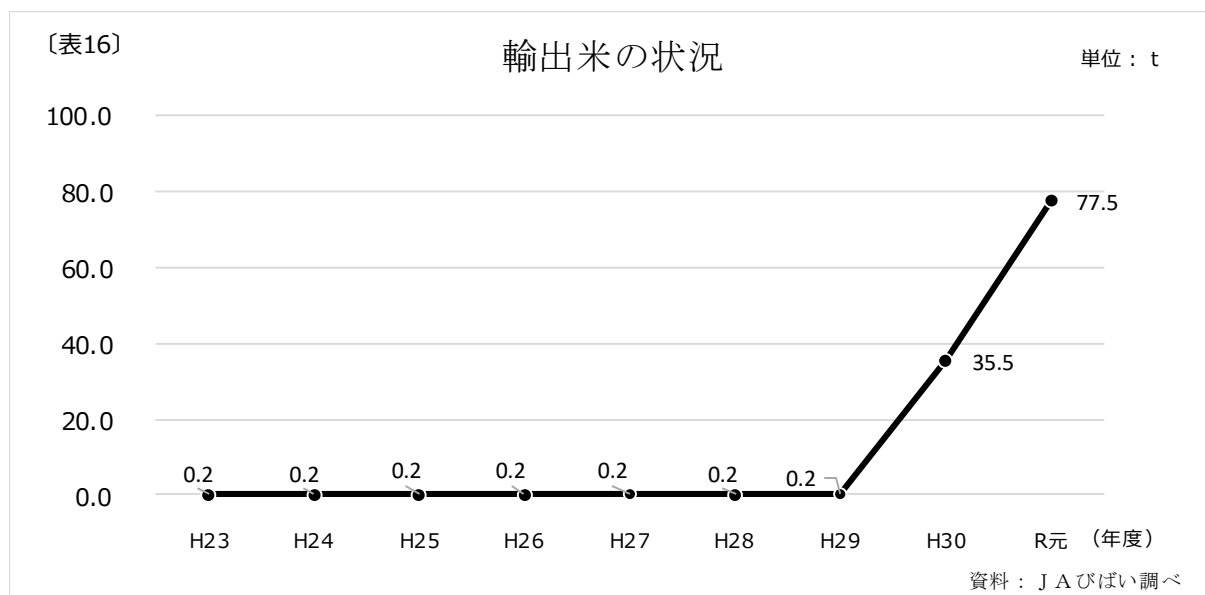
○本市の農業産出額は平成 26 年（2014 年）では、58.6 億円であったの対し、平成 30 年（2018 年）では、54 億円となっています。過去 5 年間の平均の数値では約 58 億円となっています。〔表 14〕

○農地面積は大きく変わらない中で、農家戸数の減少や高齢化が進行し、担い手農家の規模拡大が進んでいます。平成 7 年（1995 年）の 1 戸当たりの平均経営耕地面積は 8.6 ha でしたが、令和 2 年（2020 年）では 17.2 ha に拡大しています。〔表 15〕



<農産物の輸出>

○本市の農産物の輸出状況は、米の香港への輸出が平成 23 年度（2011 年度）に始まり、平成 30 年度（2018 年度）からは順調に伸びており、令和元年度（2019 年度）は、ベトナムや中国（香港も含む）向けにおぼろづき、ななつぼし、きらら 397 を約 77 t 輸出しています。〔表 16〕



<農商工連携・6次産業化>

- 本市は、米・フルーツトマト・アスパラガス・ハスカップ等の農産物や、「美唄やきとり」や「とりめやし」が地域の生活と風土に根差した食として、地域内外からの注目も集めており、国道12号沿いに、これらの特産品を販売しているアンテナショップPiPa等が開設されています。
- これまで、市内で生産される農産物を活用した新たな商品開発に関する試験研究及び商品化、販路開拓の取組に対して支援をしてきており、これまで、ハスカップや米粉、乾燥野菜、アスパラ羊、ニンニク等が商品化されています。
- 雪冷熱エネルギーを活用して農産物を貯蔵することを通じて、農産物・食品の熟成、長期間の鮮度保持、低温乾燥加工等により、糖度の上昇、旨味の増加、鮮度保持による出荷時期の調節・販売できることが評価されています。

<ふるさと納税>

- 本市のふるさと納税の受入については、平成29年度（2017年度）：62,778千円、平成30年度（2018年度）：75,137千円（前年比20%増）、令和元年度（2019年度）：99,462千円（前年比32%増）、少しずつ増加しており、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルスの影響や返礼品の増加等により 千円（前年比 増）と大幅に増加しています。**※R2年度の数値は令和3年2月末現在の数値を記載します。**
- 令和元年度（2019年度）のふるさと納税の返礼品の人気ランキング（件数ベース）は米で64%、アスパラガスやスイートコーン等の農産物が11%、焼き鳥等の食品加工品が11%となっています。

■ふるさと納税の返礼品区分別使用件数の割合

順位	返礼品区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
1位	米	62%	78%	64%	%
2位	米以外の農産品 (アスパラガス・スイートコーン等)	18%	8%	11%	%
3位	焼き鳥セット等の食品加工品	18%	13%	11%	%
4位	その他	2%	1%	14%	%
計 (金額)	(単位：千円)	100% (62,778)	100% (75,137)	100% (99,462)	100% ()

※R2年度の数値は令和3年2月末現在の数値を記載します。

＜農泊等の農村ツーリズム＞

○市内で農産物生産・直売、農産物加工体験などに取り組む生産者が中心となって発足した「美唄グリーン・ツーリズム研究会」では、都市住民に向けた本市の農業・農村情報の発信や生産者と消費者の顔の見える取組を進めています。

○農業体験や直売所、観光農園などの日帰り型の施設のほか、修学旅行生の受入などの農家民泊も多く、こうしたグリーン・ツーリズム関連施設数は35施設となっています。

○修学旅行での農業体験は、平成28年度（2016年度）に252名が実施していますが、令和元年度（2019年度）に82名となり、平成28年度（2016年度）に比べ、67%の減少となっています。

○修学旅行以外での農泊の状況は、平成28年度（2016年度）に12名を受け入れています、令和元年度（2019年度）は8名に減少しています。〔表17〕

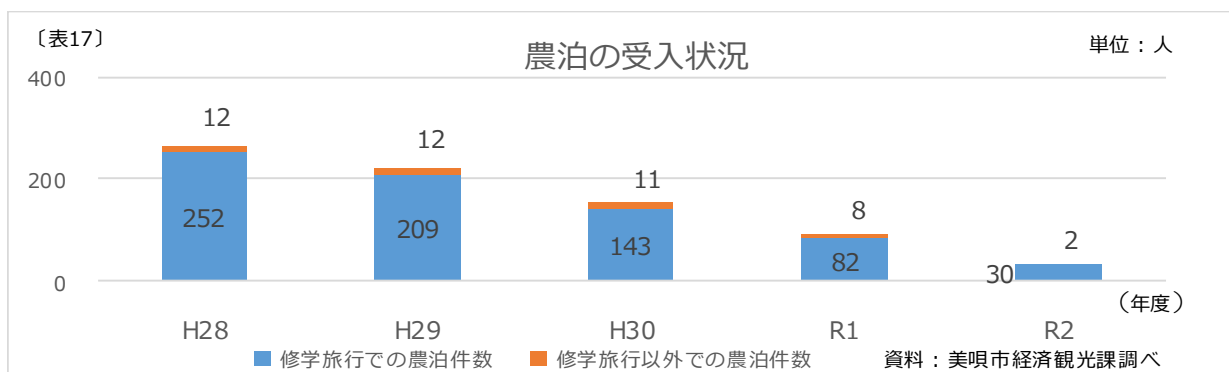
※農泊：農山漁村地域ならではの伝統的な生活体験と地域の人々との交流を楽しみつつ、農家や古民家等での宿泊によって、旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行。

■グリーン・ツーリズム関連施設数

（令和2年3月31日現在）

施設数	農家民宿	農業体験	加工体験	観光体験	直売個人
35	15	19	7	3	24

※受入施設数の内訳は、延べ件数（資料：北海道農政部調べ）



7 関係人口・交流人口

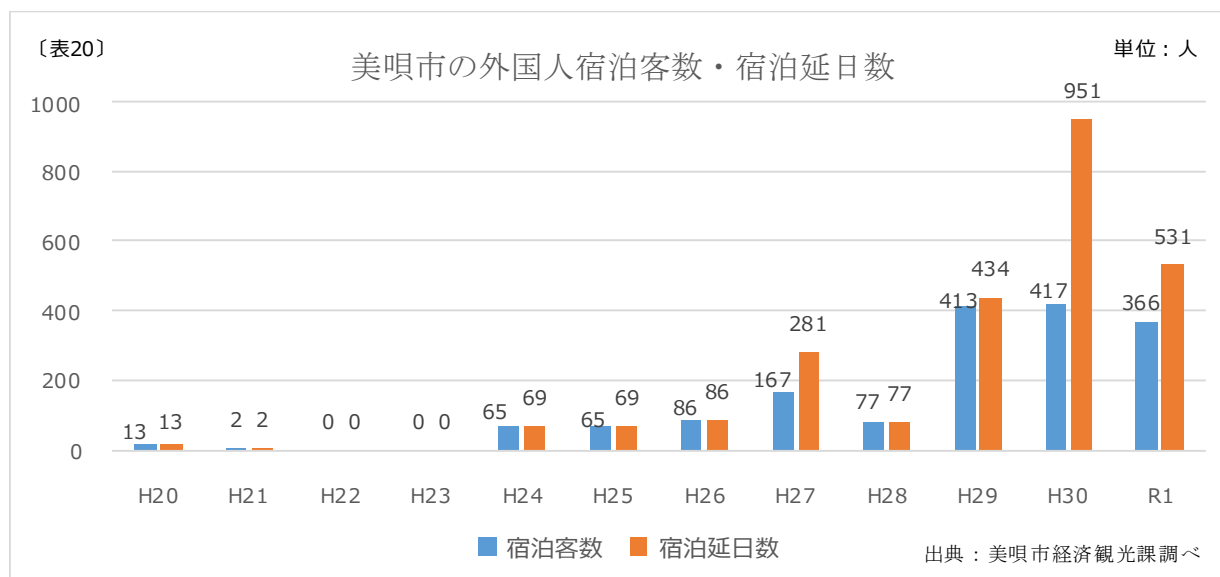
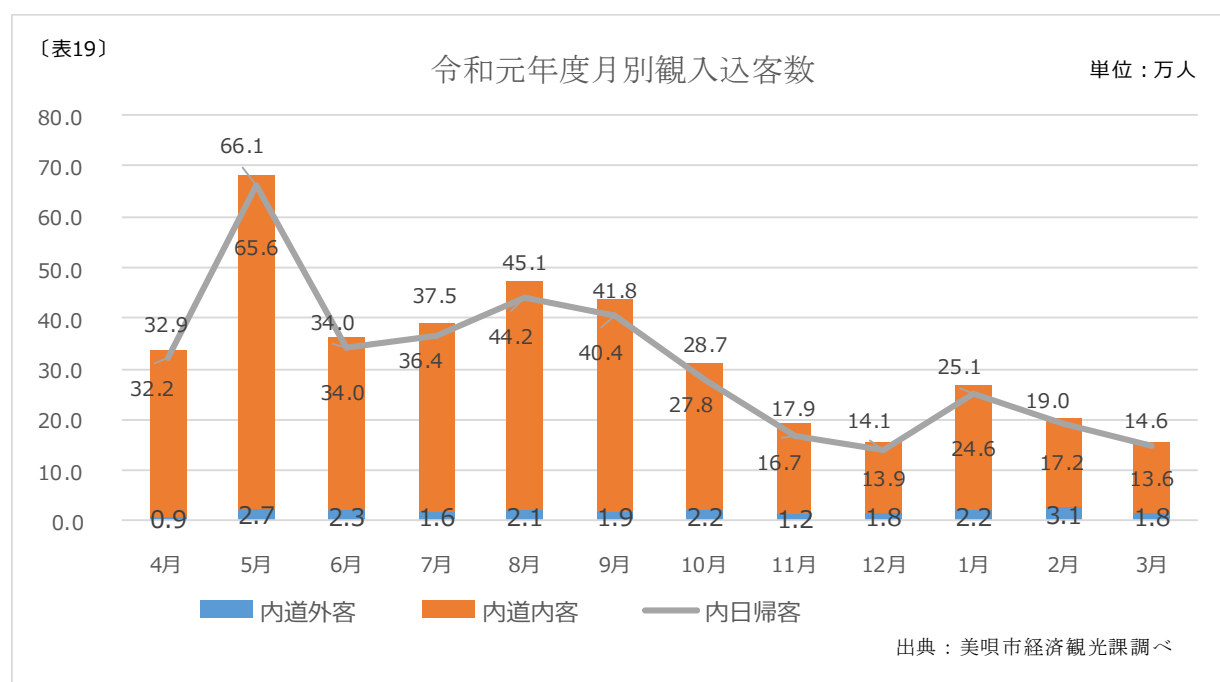
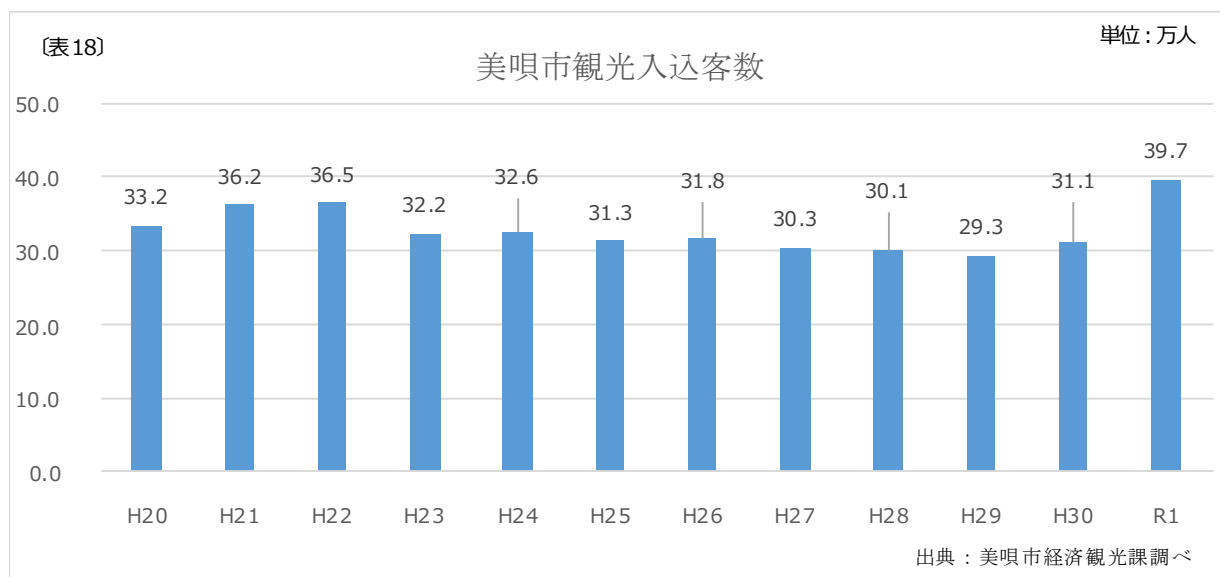
○本市は、札幌市や新千歳空港から車で1時間30分程の近距離にあることに加え、令和4年度（2022年度）には道道美唄富良野線の開通が予定されており、富良野・美瑛、旭川といった定番の観光ルートの中継地に位置するなど、地理的優位性を有しています。

○観光資源として、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄や炭鉱メモリアル森林公園など日本遺産に認定された「炭鉄港」、ラムサール条約登録湿地の宮島沼、桜の名所・東明公園、サイクリストの聖地となっている直線道路日本一の道路など、文化や歴史、自然と農村風景を楽しめるほか、「ピパの湯ゆ〜りん館」、パークゴルフ場、美唄国設スキー場等の地域資源が多く点在しています。

○米・フルーツトマト・アスパラガス・ハスカップ等の農産物や、「美唄やきとり」や「とりめし」が地域の生活と風土に根差した食として、地域内外からの注目も集めており、国道12号線沿いに、これらの特産品を販売しているアンテナショップPiPa等が開設されています。

○観光入込客数は、平成26年度（2014年度）以降は30万人～31万人で推移してきましたが、令和元年度（2019年度）は、39.7万人に増加しました。一方、外国人宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和元年度（2019年度）に531人と前年比55.8%の減少となりました。

〔表18〕〔表19〕〔表20〕



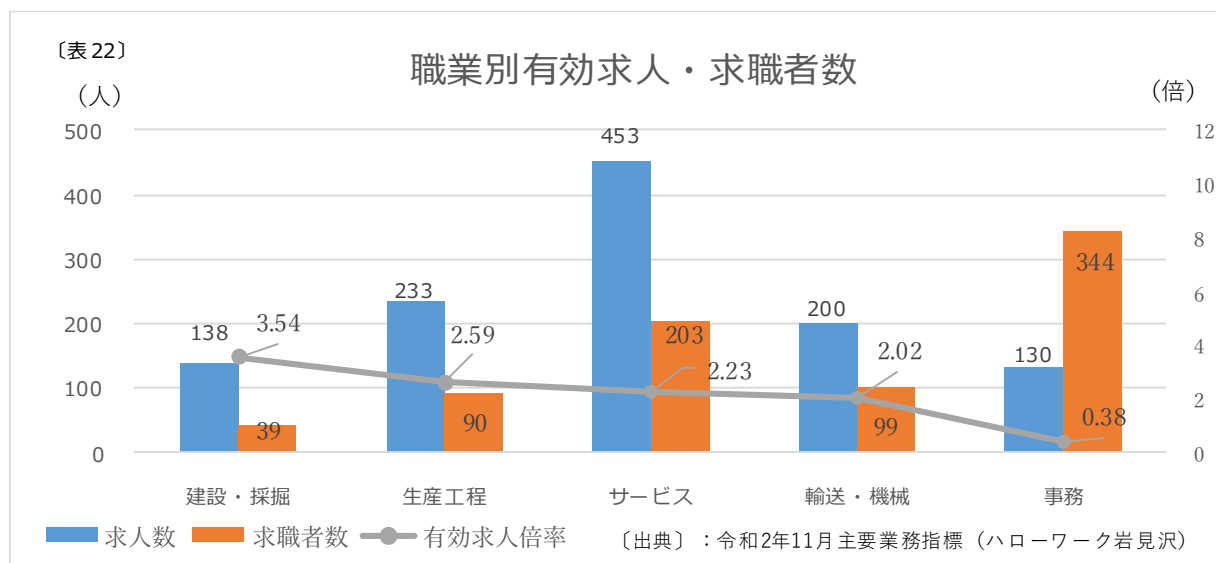
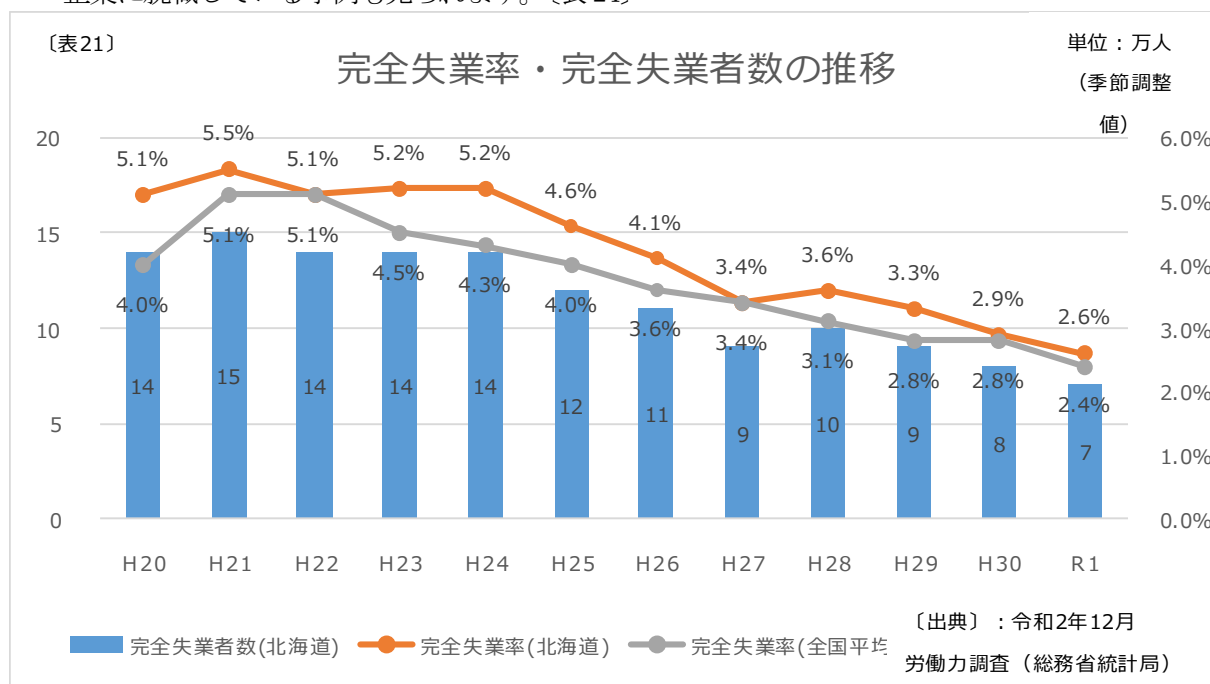
8 産業を担う人材の育成・確保

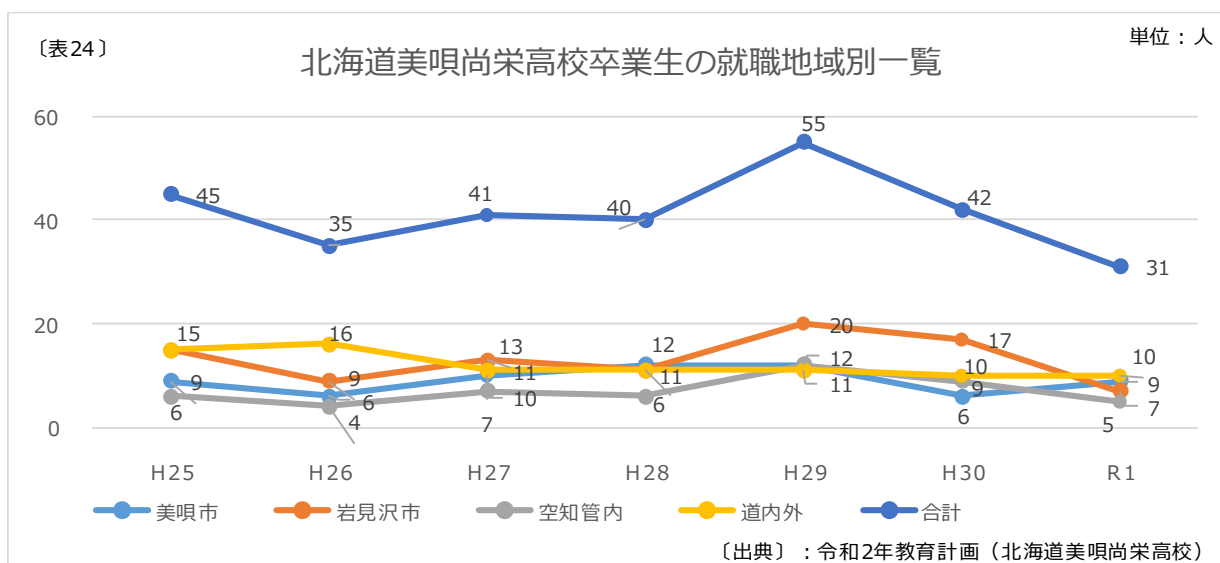
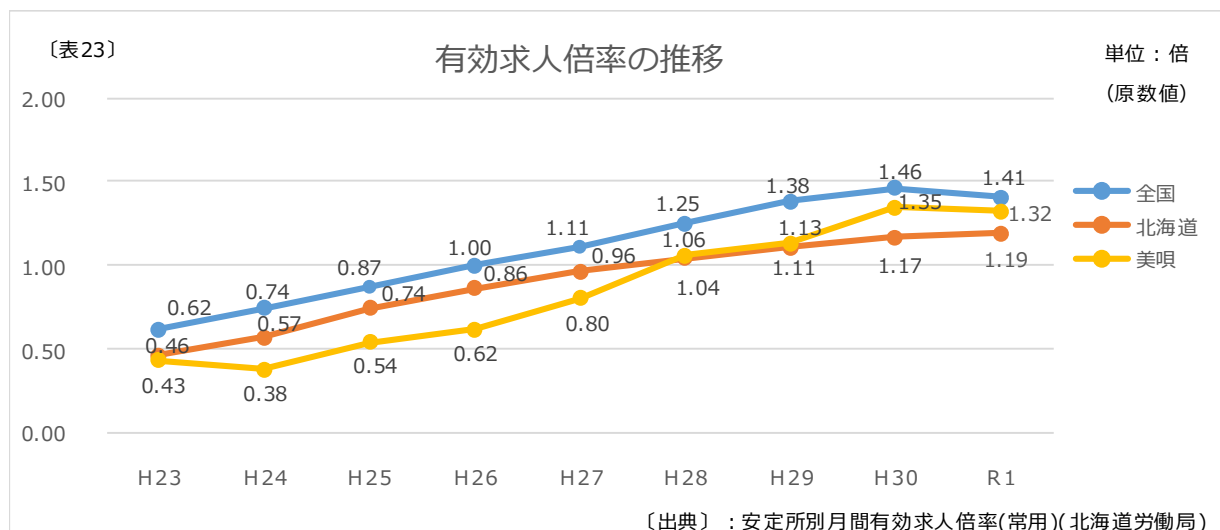
(1) 雇用の現状

○国及び北海道の完全失業率は減少傾向、美唄地域の有効求人倍率は上昇傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年（2020年）12月の国の労働力調査では完全失業率（季節調整値）が2.9%、有効求人倍率（季節調整値）は1.06倍となっており、厳しい状況にあります。〔表21〕〔表22〕

○職業別では、輸送・機械運転、サービス、生産工程、建設で2倍を超える一方、事務職では1倍を下回っており、求人側と求職側の条件が一致しない、雇用のミスマッチが依然として生じています。〔表23〕

○北海道美唄尚栄高校の卒業生のうち、毎年約10人程度が美唄市内に就職しているものの、市外の企業に就職している事例も見られます。〔表24〕

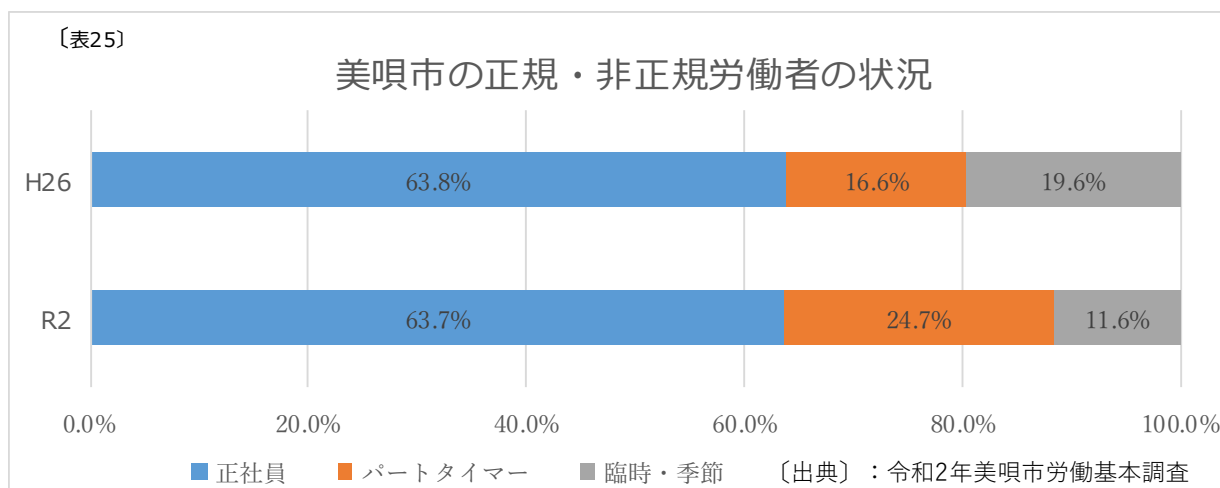




（2） 正規・非正規労働者の状況

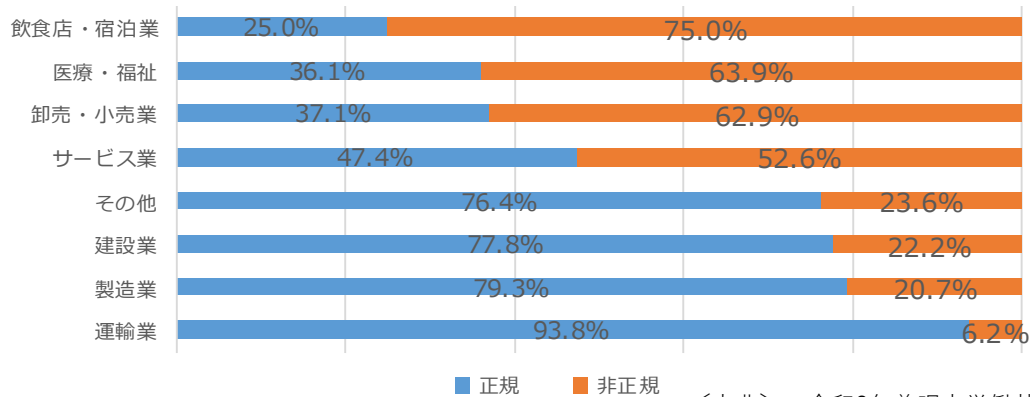
○本市における令和2年度（2020年度）の正規労働者の割合が63.7%に対し、パート・アルバイト・臨時など、いわゆる非正規労働者の割合が36.3%、平成26年度（2014年度）美唄市労働基本調査に比べ非正規雇用は、ほぼ横ばいで推移しています。〔表25〕

○本市の産業・雇用形態別従業員構成で、正規労働者の構成比率が高いのは「運輸業（93.8%）」「製造業」（79.3%）などとなっています。一方、非正規労働者の構成比率が高い業種は、「飲食店、宿泊業」（75.0%）「医療・福祉」（63.9%）、「卸売・小売業」（62.9%）などとなっています。〔表26〕



〔表26〕

産業・雇用形態別従業員構成



〔出典〕：令和2年美咲市労働基本調査

(3) 就業環境

- 急速な高齢化とこれに伴い人口が減少している中で、契約・派遣社員など、非正規雇用の形態が増加傾向にあるほか、高齢就業者数が増加し、若年層の雇用機会が減少しています。
- 長時間労働の是正や年次有給休暇の円滑な取得を始め、安全で健康に働ける職場環境の整備など「働き方改革」が進められています。
- 令和3年（2021年）4月1日から、「改正高年齢者雇用安定法」に基づき、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とされるほか、「パートタイム・有期雇用労働法」に基づき、同一労働同一賃金の規定が中小企業に適用されます。

■令和3年度（2021年度）における労働分野の主な制度変更

施行日	改正内容	根拠法令
令和3年 (2021年)	社員の70歳までの就業機会確保を企業の努力義務になる	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
4月1日	「同一労働同一賃金」の規定が、大企業に加え中小企業にも適用される	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律
	大企業に対し、正社員に占める中途採用の割合を公表するよう義務化する	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

(4) 担い手農家

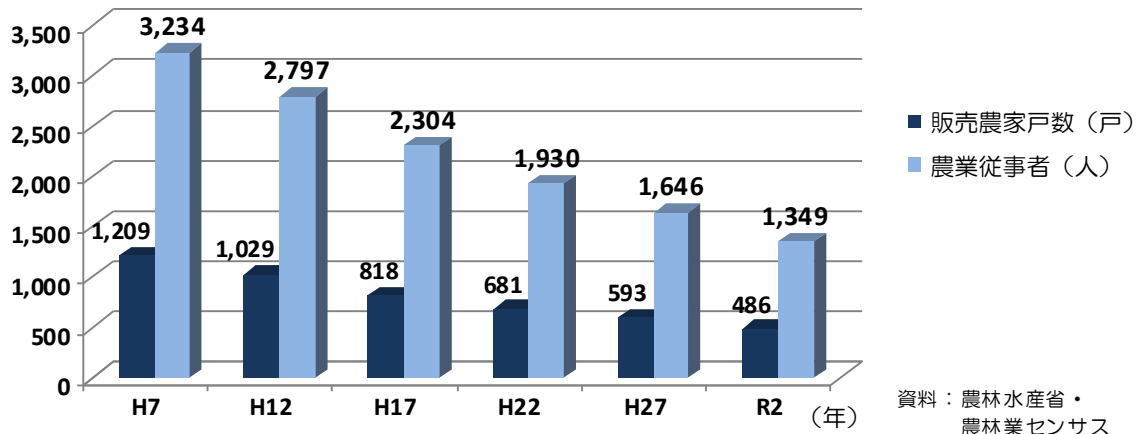
＜販売農家戸数＞ ※2020 農林業センサスの概数値です。令和3年3月の確定値公表時に数値を置き換えます。

- 令和2年（2020年）農業センサスの販売農家戸数は486戸で、5年前の平成27年（2015年）販売農家数593戸からは18.0%減少、平成27年度から20年前の平成7年（1995年）販売農家数1,209戸との比較では約51%減少しています。〔表27〕

〔表27〕

販売農家戸数と農業従事者数の推移

単位：戸、人



<担い手>

○農家戸数が減少を続ける中、新規学卒やUターンにより毎年平均して8人ほどの新規就農があるほか、農業関係以外からの新規参入による就農もあります。〔表28〕

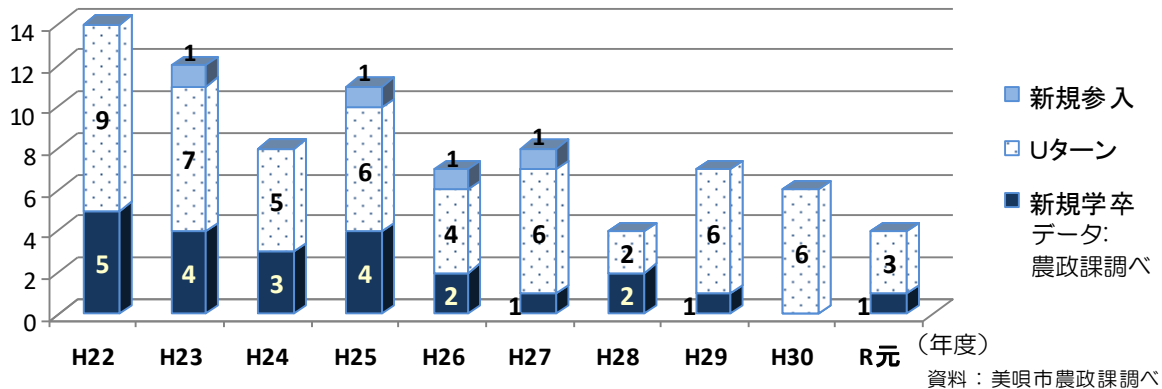
○地域の担い手として位置づけられている認定農業者は、令和元年度（2019年度）においては439経営体となっています。〔表29〕

このうち、農業法人化している経営体は49戸で新規の設立は、平成28年（2016年）の5件以降毎年申請件数が減少し、令和元年（2019年）では0件となっています。

〔表28〕

形態別にみる新規就農者数の推移

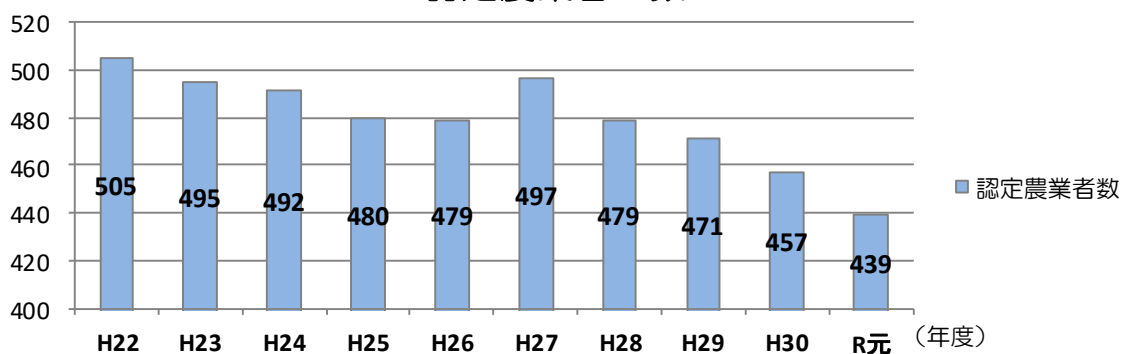
単位：人



〔表29〕

認定農業者の数

単位：経営体



資料：農林水産省・農林業センサス
センサス年以外は美唄市農政課調べ

第4章 美唄市産業の主要課題

1 産業全般

- 人口減少・少子高齢化が進む中、この状態が今後も続く場合、労働人口が更に減少し、人手不足による生産活動への影響が懸念されていることから、今後の地域経済活動の縮小を回避するためには、産業の活性化を図るとともに、雇用の創出・確保を図っていくことが重要です。
- 農業、商工業、観光・交流が結びつくことで、新たな雇用の創出や経済波及効果、域外からの需要獲得が高まることから、各事業間の分野横断的な連携による産業活性化が求められています。
- 地域資源を活用した産業活性化を進める中で、地域に豊かな雇用が生まれ、更なる産業経済の振興につながるといった地域経済の好循環を創り出していく必要があります。

2 中小企業

- 美唄市の企業の9割以上は中小企業であり、本市産業は中小企業に支えられていますが、人口減少、高齢化、国内外との競争激化などに直面しており、中小企業に大きな影響をもたらしています。
- 地域の経済や雇用を支え、地域の活力を維持していく上で重要な役割を担う中小企業の事業活動の継続に向けて、経営基盤の強化や経営力の向上を図っていくことが重要です。
- そのため、「美唄市産業振興条例」や「美唄市中小企業等振興条例」に基づき、資金供給の円滑化等の取組により、地域の中小企業の事業活動の継続を促進するとともに、創業、事業承継を促進し、持続的な地域経済の活性化につなげていく必要があります。
- 中小企業の競争力を高めていくため、製品やサービスの付加価値向上が重要となります。そのため、各企業が有する強みを活かした業種連携や製品のデザイン手法やテストマーケティングの活用促進に取り組みながら、新製品や新技術の開発等を促し付加価値の向上を支援していく必要があります。

3 商業

- 商業を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化、キャッシュレス化等に伴い、事業所数が減少、中心市街地の空洞化など依然として厳しい状況にあります。さらに今後見込まれる一層の高齢化の進行や消費者の購買意識の変化に対応するため、商業機能・サービスの充実が求められています。
- 社会経済情勢やライフスタイル等の変化を乗り越えていけるよう、経営指導や事業承継を支援していくとともに、新たな事業展開へのチャレンジ精神に富む企業の育成を図る必要があります。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020年）4月から市内宿泊施設が休館しており、観光客の受入やコンベンション機能、中心市街地等への影響が懸念されています。
- 中心市街地は、まちの顔として、まち全体の魅力発信、暮らしと消費生活の基盤、地域コミュニティ活動等の拠点としての役割も果たしていることから、事業者や商工会議所などの関係団体と連携を強化しながら、中心市街地活性化に向けた取組が急務となっています。

4 工 業

- 本市の製造業を一層強化していくため、製造現場での労働力確保や技術・技能を有する人材の育成、競争力を有する新製品開発や生産性向上に向けた製造コストの削減等が重要です。
- こうした状況の中で、製造業が地域経済の牽引役としての役割を担っていくためには、生産性の向上や技術力の強化、付加価値の高い製品開発や販路拡大への支援などにより、ものづくり産業の振興を図っていく必要があります。
- 「美唄市産業振興条例」や「美唄市中小企業等振興条例」に基づき、市内企業の経営基盤の強化を図るとともに、AIやIoT、ロボット技術等の先端技術の導入等により、人手不足への対応や生産性向上などを目指す生産システムの変革、省力化を図る必要があります。
- AI・IoT等の開発・導入拡大とともに、先端技術・機械を使いこなせる人材を育成・確保する必要があります。
- 食料品製造業の付加価値率が全国・北海道平均に比べて低いですが、地域の強みである農産物や食資源の活用等により成長の可能性があることから、付加価値の高い商品開発、販路拡大を通じて、本市の豊かな農産物や食のブランド化を図っていく必要があります。

5 企業立地

- 札幌市や新千歳空港等に近いという地理的条件を有する本市において、農業や食料品製造業、プラスチック製造業等を中心に多様な産業による経済活動が展開されており、新たな企業立地の可能性が高いものがあります。
- 令和2年度（2020年度）に空知工業団地の土地の一部を道外企業に売却し、ホワイトデータセンター構想の事業化が進められており、ホワイトデータセンター事業の拡張や関連するエネルギー事業、食関連産業の集積などが期待されています。
- 令和2年度（2020年度）にスマート農業機械を取り扱う道外企業が「美唄ハイテクセンター」に事務所を設置する動きも現れてきていることから、農業との連携による食関連産業等への支援を有機的に展開する必要があります。
- 東日本大震災を契機に企業の活動拠点の分散化の動きが見られており、大規模災害に備えたバックアップ拠点としての役割を踏まえ、本市の優位性を生かし、企業の活動拠点の移転などリスク分散の受け皿となる産業集積地域の形成に向けた企業誘致を積極的に取り組む必要があります。

6 農 業

<農業経営の体質強化>

- 人口減少やライフスタイルの変化などに伴って、農林水産物・食品の消費の減少が見込まれることから、消費者や実需者ニーズに対応した農産物を計画的かつ安定的な生産体制づくりを進める必要があります。
- また、農家戸数の減少や担い手農家の高齢化とともに、1戸当たりの経営面積が拡大していく中、農業が持続的に発展していくため、担い手への農地集積・農業法人化や美唄型輪作体系の普及、高収益作物の生産拡大による生産性の向上をはじめ、AIやIoTなどのICTを活用したスマート農業技術の現場実装の加速化など、国や北海道の施策を活用しながら、経営安定や体質強化に向けた取組を進める必要があります。

<農産物の販路拡大・付加価値向上>

○多様な消費者や実需者ニーズに対応した高品質化や付加価値向上に努め、消費者に評価され、売れる農産物を生産するとともに、販路拡大のための取組を推進していく必要があります。

○美唄市農業試験ほ場も活用しながら、栽培上の課題解決や新品種などを促進するとともに、農産物の加工・販売など農商工連携や6次産業化の取組により、付加価値の向上に結び付け、地域ブランドの確立を図るほか、農産物の輸出の拡大を図っていく必要があります。

<農商工連携・6次産業化>

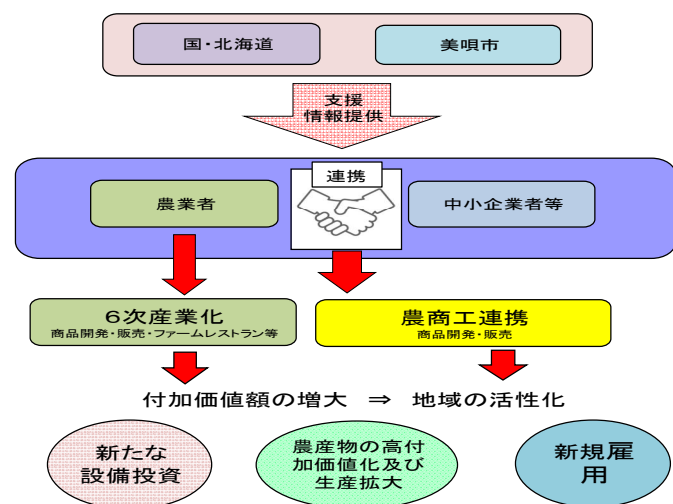
○担い手農家の高齢化や農業基盤整備事業の推進等により、アスパラガス・ハスカップの改植が進まないことや株の老朽化が進行し、アスパラガス・ハスカップの作付面積や収穫量が減少しています。

○食料品製造業の付加価値率が全国・北海道平均に比べて低く、本市の豊かな農産物や食のブランド化・付加価値を高め、販路拡大を図っていく必要があります。

○農協と連携しながら、アスパラガスやハスカップ等の高収益作物の生産を拡大するとともに、地域資源を活用した新たな商品開発・販路拡大を図っていく必要があります。

○雪冷熱エネルギーによる農産物を貯蔵することを通じて、農産物・食品の熟成、長期間の鮮度保持、低温乾燥加工等により、糖度の上昇、旨味の増加、鮮度保持による出荷時期の調節・販売をできることが評価されており、農産物・食品のブランド力の向上や端境期出荷による競争力の向上が期待されています。

○お米以外の魅力ある返礼品・商品づくりを進め、ふるさと納税の更なる受入拡大を図る必要があります。



7 関係人口・交流人口

○「遊ぶ・見る・食べる」観光から「遊ぶ・見る・食べる・体験する・学習する」という観光ニーズの変化に対応して、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄や宮島沼、日本遺産に認定された「炭鉄港」など、美唄ならではの食や自然、農村景観、歴史などの地域資源を活用した体験メニュー・観光商品を創出していく必要があります。

○現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、「ふるさと美唄応援団」の取組と連携しながら、美唄に所縁や思い入れのある人・団体等呼び込むなど、多様な形でつながる関係人口の拡大を図る必要があります。

○地域資源の魅力発信や観光商品の創出に当たっては、市内事業者が連携した、面としての取り組み

が求められているため、関係人口に魅力的な体験・滞在型のコンテンツづくりや推進主体の組織化など、受入体制の整備を図る必要があります。

- ホームページ、SNS、観光アプリなど、観光情報の入手が容易になっていることから、本市の魅力ある地域資源に関する情報を積極的にタイムリーに発信していく必要があります。

8 産業を担う人材の育成・確保

(1) 安定した雇用の確保

- 雇用環境は、サービス（特に介護）、運輸、建設関連の職種で労働力が不足する一方、事務職では労働力が余剰となっているなど、雇用のミスマッチが顕在化しており、短期的な対応とともに、中・長期的な対応を行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による経済活動が停滞している中において、引き続き、企業立地の促進や新たな産業づくりへの取組を通じて、新たな雇用の創出・確保に取り組むとともに、新規学卒者等の市内就職の促進や、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など多様な人材が活躍できるよう、就職等への支援を行っていく必要があります。
- 人口減少・少子高齢化が進む中、本市産業を支える人材の不足が懸念されていることから、一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れていくには、外国人が安心して働き、暮らしやすい受入環境に関する検討を行う必要があります。

(2) 就業環境の整備

- 非正規労働者や若年労働者が安心して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、雇用・賃金体系等の改善などに取り組むことが求められています。
- 事業主側に「働き方改革」の促進などの就業環境の改善、さらに職業能力の開発機会の提供を促進するなど、労働者の労働意欲を高める努力が求められています。
- 若年層の雇用確保に加えて、就労意欲のある高齢者や障がい者の雇用、働く女性や子育て世帯に対する就労環境の整備及び季節労働者の通年雇用化などへの対応が求められています。
- 令和3年（2021年度）4月1日から、「改正高年齢者雇用安定法」に基づき、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とされるほか、「パートタイム・有期雇用労働法」に基づき、同一労働同一賃金の規定が中小企業にも適用されるなど、労働分野の制度改正が予定されており、企業や労働者等への周知を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市部を中心にテレワークによる新たな働き方が急速に広がっており、そうしたニーズを受けて、美唄ハイテクセンターや中心市街地などへのテレワークやワーケーション（仕事と休暇を兼ねて滞在する労働形態）誘致とともに、受入環境の整備が求められています。

(3) 担い手農家の育成・確保

- 農家戸数や農業従事者の減少による担い手不足等に対応していくため、意欲ある担い手に農地の集積を図るとともに、農業後継者となる新規学卒者やUターン者、農業関係以外からの新規参入者など、多様な担い手の育成・確保が必要です。
- 担い手の経営体質の強化や農業法人の育成など、農業経営体の安定・強化を図るとともに、優れた農業経営者の育成や農作業受託組織の強化を図る必要があります。
- 労働力不足に対応するため、若者や女性、高齢者、障がい者、外国人など、多様な人材を確保する取組や女性農業者の活躍を促進する必要があります。

第5章 目指す姿・基本方針

1 美唄市産業振興の基本的考え方

- 本計画は、本市産業の持続的な発展のため、本市産業の現状と主要課題を踏まえ、以下の3つの観点から、農業、工業、商業、観光業の各分野の基本方針、施策の展開方向を明らかにします。
- 産業振興を図ることにより、雇用の場を確保・創出し、市民に働く機会を提供するとともに、企業活動の活発化を通じて、企業の売上増加や就業者の収入増加を図り、足腰の強い経済基盤を強化していきます。
- 農業、商工業、観光業が結びつくことで、新たな雇用創出や経済波及効果、域外からの需要獲得が高まることから、各分野の範囲にとらわれない横断的な取組みによって効果的に本市産業の振興を図ります。

① 中小企業の事業継続力の強化

- ・経営基盤の強化などを通じて中小企業者自らの努力を支援し、課題にチャレンジする中小企業を育てていくことが重要です。
- ・地域産品やサービスの購入などを通じて地域経済を支えることへの市民理解を促進し、中小企業の事業継続力を高めていく必要があります。

② 地域資源を活用した付加価値の創出

- ・商品やサービスの地域間競争が激しくなる中、優位性のある農産物や食品等の地域資源に活用して、域外からの需要を獲得していくため、ブランド力や付加価値化を高めることが重要です。

③ 市内外や各産業との連携促進

- ・宿泊や交通事業者等の観光業において、地域資源の魅力発信など、市内事業者が連携した、面としての取組が求められています。
- ・地域経済を支える「中小企業の経営基盤の強化」、「地域資源を活用した付加価値の創出」により、市内外や分野横断的に産業間の連携を加速し、『地域産業の活力を生み続け、地域経済の好循環をつくる』ことが重要です。

2 美唄市産業の目指す姿

- 市内企業の事業継続力が強化されるとともに、市内で買い物をする人が増えています
- 食関連産業や環境にやさしい雪冷熱エネルギーを活用した事業等が展開されています。
- いのちを育む力強い農業が営まれ、安全・安心な農産物が生産されています。
- 国内外からたくさんの人が美唄に滞在し、関係人口・交流人口が増えています。
- 多様な働き手が将来に希望を持って、誰もが安心していきいきと働ける職場になっています。

3 基本方針

基本方針1 市内企業の事業継続力の強化

基本方針2 美唄の優位性を生かした新たな企業の創出

基本方針3 いのちを育む食と農の振興

基本方針4 地域資源を活用した関係人口・交流人口の創出・拡大

基本方針5 産業を担う人材の育成・確保

基本方針6 各産業の相乗効果と発揮する横断的な取組

第6章 産業振興施策の展開方向

1 市内企業の事業継続力の強化

(1) 中小企業の経営基盤の強化と付加価値向上

- 中小企業自らの創意工夫及び自助努力を基に、中小企業の経営基盤の強化と製品やサービス等の取組を支援し、付加価値の向上を図ります。
- 美唄市産業振興条例や美唄市中小企業等振興条例等に基づき、工場等の新設・増設に対する助成及び課税の免除や融資制度の継続、経営の体質強化や効率化、安定化など経営基盤の強化を図ります。
- 経営や融資、事業承継に関する相談業務や専門家の派遣等を、経済団体や金融機関などとも連携しながら実施します。
- 美唄商工会議所と連携しながら、小規模事業者支援法に認定された「経営発達支援計画」に基づき、経営状況の分析支援や事業計画の策定支援、商談会等の販路開拓に対して支援します。
- AIやIoT、ロボット技術等の先端技術の普及啓発・導入を促進するとともに、ものづくりの高度化や生産性向上、省力化を図ります。
- 勤労者にとって働きやすい環境を整えるため、福利厚生支援を継続するほか、職業能力開発講座や技能取得講座など、中小企業を担う人材の育成・確保を図ります。
- 地元企業の安定経営や雇用維持の実現に向けて、入札・契約に関する制度や運用について、さらなる改善を進め、地元企業の受注機会の拡大を図ります。
- 企業訪問や地域経済分析システム（RESAS）・統計資料等を活用し、関係機関と連携しながら地域経済の調査分析を行い、企業の経営動向の把握に努めます。
- 事業者による災害等の緊急事態発生時に業務を継続するための計画（BCP）策定を支援します。

(2) 新製品やサービス、新技術開発等への支援及び創業・起業の促進

- 国や道、研究機関と連携しながら、美唄市産業振興条例や美唄市中小企業等振興条例に基づき、新製品（商品）・新サービス・新技術の開発等に取り組む市内企業の新たな事業の創出への取組に対して総合的に支援し、付加価値の向上を図ります。
- 新産業創出や新規創業、新分野進出等に対する支援を行い、創業や起業にチャレンジしやすい環境づくりを進めます。
- 美唄で生産された農産物等を活用した新たな商品開発や販路開拓の取組への支援など、農業との連携を図ります。
- 金融機関や商工会議所等と連携し、新たな事業構想づくりから事業計画の磨き上げ、事業化に至るまで講座の開催や相談窓口を設置するなど、総合的に支援します。
- 国などの各種融資制度を活用しながら、創業・起業に必要な設備投資や運転資金を支援します。

(3) 中心市街地の活性化

- 「美唄市中小企業等振興条例」に基づく商店街の環境整備、商店街賑わい創出、空き店舗等活用などに助成を行うほか、新規創業や中心市街地への交通アクセスを確保する取組に対して支援します。
- 商店街をはじめとする多様な主体によるイベントなどの賑わいを創出する取組や環境整備活動等に対して支援するとともに、市民に加えて本市を訪れる関係人口・交流人口の中心市街地や郷土史料館への回遊を促進します。
- 商工会議所、商店街組織等と連携して、検討会議を設置し、他市町村の先進事例調査や中心市街地活性化に向けた方策を検討します。
- 各種会議を通じて、様々な支援制度の周知や効果的な支援活用事例の情報提供を行っていくことにより、商業や商店街の活性化に向けた事業者の主体的な取組を支援します。
- 商店街が実施する、買物弱者対策等の地域の活性化に向けた取組や地元事業者で構成される商業団体の活動を支援します。
- 中心市街地の空き店舗活用に対する支援を実施します。
- 若者等の発想を活かした創業の促進や事業承継・空き店舗対策等の取組を支援します。

2 美唄市の優位性を生かした新たな企業・事業の創出

(1) ホワイトデータセンターや食関連事業等の立地促進

- 札幌市や新千歳空港に近いという地理的条件や冷涼な気候、自然災害リスクが少ないといった本市の強みを積極的に発信します。
- 空知工業団地へのホワイトデータセンターの事業拡張を始め、本市で生産された農産物等を活用した新たな商品開発や販路開拓の取組への支援など食関連産業やホワイトデータセンター構想に関連するエネルギー事業等の誘致促進を図ります。
- 現在、空知工業団地においてホワイトデータセンター構想の事業化が進められている中、雪冷熱エネルギーを活用した食料備蓄拠点構想の実現に向けて、関連する食料品製造業やA I ・ I o T活用するスマート農業に関連する企業を集積し、新たな産業群の形成を図ります。
- 美唄市産業振興条例に基づく助成等を通じて、優位性のあるホワイトデータセンター、食や農業に関連した企業立地を促進するほか、工場の新増設など地元企業の事業拡大に対して支援します。
- 北海道等の関係機関と連携し、首都圏で開催される I T 関連の出展会等への出展やHP、SNS等の活用を通じて、美唄市の強みをPRし、空知工業団地の販売を推進します。
- 空知工業団地への視察企業への情報提供や企業訪問など、フォローアップ活動を実施します。

(2) テレワーク等の誘致促進

- 美唄ハイテクセンターにお試しサテライトオフィスを設置し、利用者の受入環境を拡充します。
- ホワイトデータセンター事業等と連携を図りながら、首都圏で開催される展示会等への出展やHP、SNS等を活用した情報発信を強化し、テレワークや本社機能、ワーケーション、サテライトオフィス等の誘致促進を図ります。
- 現在、空知工業団地においてホワイトデータセンター構想の事業化が進められている中、雪冷熱エネルギーを活用した食料備蓄拠点構想の実現に向けて、関連する食料品製造業やA I ・ I o Tを活用するスマート農業に関連する企業等を集積し、新たな産業群の形成を図ります。

(3) スポーツを契機とする新たなビジネスの創出

- 北海道ベースボールリーグ（令和2年度（2020年度）開幕）に参画している美唄球団「美唄ブラックダイヤモンド」に地域おこし企業人及び協力隊を配置し、若者の本市への移住、市内企業への就業による労働力不足の解消など、スポーツを契機とする新たなビジネスの創出に努めます。
- 美唄市中小企業等振興条例等に基づき、スポーツを契機とする新たなビジネスの取組を支援します。
- 北海道ベースボールリーグ（H B L）が、令和3年度（2021年度）に2球団（美唄、富良野）から4球団（美唄、富良野、石狩、士別）の参画によるリーグに拡大することから、H B Lの知名度を生かしたスポーツイベントの誘致や関係人口の拡大、住民との交流による地域の活性化を図ります。

3 いのちを育む食と農の振興

(1) 基幹作物等の安定生産

- 実需者ニーズに沿った「美唄ブランドのより一層の定着」に向け、生産技術の一層の向上により、高品質・良食味米の安定生産・供給を推進します。
- 主食用米を主とした需要に応じた加工用米及び飼料用米等の生産のほか、水田を活用した麦や大豆など畑作物の安定生産、野菜などの高収益作物の高品位な生産を推進します。
- 生産性や品質の向上、労働力不足への対応を図るため、農作物の乾燥調製施設等の再編・整備やスマート農業機械の導入を促進します。
- 水稻直播の普及拡大と農業生産基盤整備の推進、スマート農業の推進により、生産性の向上を図ります。
- 農業試験ほ場において、基幹作物等の品種比較や肥料効果、新品種の試験栽培、栽培技術の普及・定着等を実証し、新しい技術の体系化や新しい品種の普及拡大を図ります。

(2) 輪作体系の検証・確立

- 美唄市輪作プロジェクトの活動成果を踏まえて、輪作効果や実証展示を通じて、栽培技術の普及向上と生産性の向上を図ります。
- 美唄型輪作体系の普及を図るため、なたねやてん菜、子実用とうもろこしなど、新たな作物を取り入れた計画的なローテーション実施による連作障害の回避、収量増加を図るとともに、緑肥や堆肥の活用による土づくりを推進します。

(3) 新たな高収益作物の導入

- 安定した農業経営を持続するため消費者ニーズに対応した農作物の導入による経営の複合化を推進するとともに、新たな高収益作物の導入を農業者が取り組みやすい環境づくりを推進します。
- アスパラガスやハスカップ、花き、にんにく、生姜などの高収益作物の作付面積の維持・拡大に努めるとともに、栽培技術の高位平準化を図り、安定生産・出荷と美唄ブランドでの生産・販売により地域ぐるみの収益の向上、生産基盤の強化に向けた取組を推進します。

(4) 美唄産農産物・食品ブランド力の向上・販路拡大

- 本市の特色ある農産物や高品質な食品づくりを進め、様々な機会を活用した市内外への情報発信を推進します。
- 市内で開設されている「ぴぱま〜と」や「アンテナショップP i P a」などの農産物直売所のPR支援等を行います。
- 「匠の米」や「雪蔵工房米」、「香りの畦みちハーブ米」などの良品質米の食味選考会等による農産物のブランド化・販路拡大の取組を推進します。
- ふるさと納税の返礼品を活用した、美唄産農産物のPRによるブランド力の強化を推進します。

(5) 農産物の輸出

- 平成30年（2018年）5月、道内で初めて、石狩湾新港の精米工場及びくん蒸倉庫が、中国への精米輸出が可能な施設として指定・登録され、道内から直接輸出可能となった好機を生かし、中国をはじめとして、ベトナムや米国なども含め、米を始めとする農産物の輸出を促進します。
- 農業関係団体と連携を図りながら、米等の海外への販路・販売拡大に向けた取組を推進します。

(6) 農商工連携・6次産業化の促進

- 農産物等の商品開発、加工、販売等について、国・道の農商工連携・6次産業化に関する支援制度や市の農商工連携等推進補助金を活用しながら、食関連事業者等に対する支援を実施します。
- 雪冷熱エネルギーを活用した農産物加工品「干し芋」、や美唄産米を使った「とりめし」、美唄産農産物加工品の「乾燥野菜」「黒ニンニク」など農業者自らが行う農産物の加工や販売などによる6次産業化を進め、ブランド化や収益性が高く安定した農業経営を推進します。
- 農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営などの新規事業を立ち上げ、新た

な付加価値を生み出す6次産業化を促進します。

○市内で開設されている「ぴばま〜と」や「アンテナショップP i P a」などの農産物直売所のPR支援等を行います。(再掲)

○北海道美唄尚栄高校等の教育機関と連携し、美唄産農産物を生かした特産品の開発や販路拡大等の付加価値向上・ブランド化に向けた取組を促進します。

4 地域資源を活用した関係人口・交流人口の創出・拡大

(1) 関係人口・交流人口との繋がり創出・拡大

○美唄に所縁や思いのある個人・企業・団体が登録する「ふるさと美唄応援団」づくり等を通じて、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の受入を拡大するなど、関係人口の創出・拡大を図ります。

○地域おこし協力制度を活用した外国人を配置し、インバウンドの受入拡大に向けて、タイムリーな情報発信や相談対応を行います。

(2) 魅力的な滞在・体験コンテンツづくり

○本市の強みである「食」や「自然」に、歴史文化、芸術などの美唄ならではの地域資源を活用して他の地域にはない魅力の発掘・磨き上げにより新たな観光商品の開発に向けた取組を支援します。

○観光・交流は、様々な産業と関連があり、雇用などの波及効果も期待されることから、農業、商業、工業との横断的連携を図り、魅力的な体験コンテンツづくりを進めます。

○観光客の滞在時間を伸ばすため、地域の観光資源の発掘・磨き上げによる新たな魅力ある観光商品づくりはもとより、アドベンチャー・トラベルやサイクリングをはじめとする新たなアウトドア観光の推進など、自然や農村景観を生かした観光商品の造成を促進します。

○美唄市産業振興条例や美唄市中小企業等振興条例に基づき、宿泊施設や観光施設の新設・増設等に対する助成及び課税の免除のほか、新たな観光関連のサービス提供に対する支援を実施します。

(3) 受入体制の整備

○地域おこし協力制度の活用により、日本語講座の開催などのインバウンドの受入体制を整備します。

○魅力ある観光地づくりに向けて、行政と関係団体等が一体となって取り組む必要があることから、地域の多様な関係者とともに、食と農による観光まちづくり推進主体（仮称）の組織化に関する検討を進めます。

○観光情報の入手方法として、訪問先でスマートフォンやタブレットなどを利用する傾向が高まっていることから、ホテルや観光施設における無料公衆無線LAN(W i F i)環境の整備を進めます。

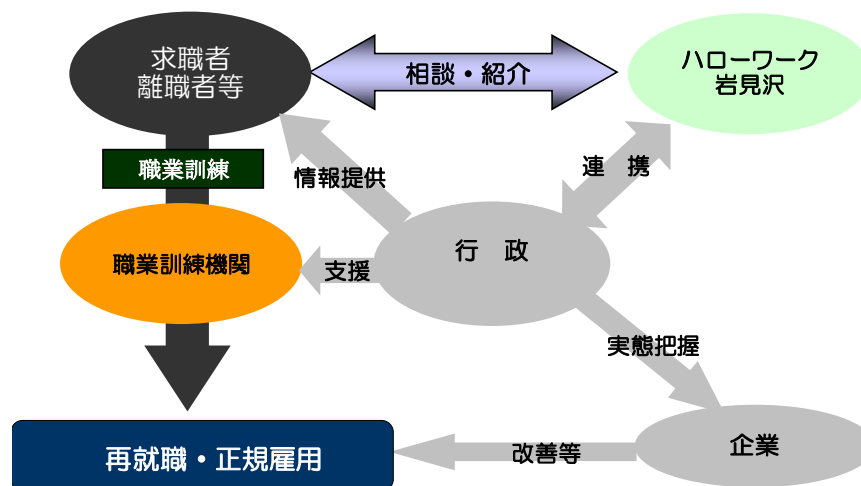
5 産業を担う人材の育成・確保

(1) 企業を支える人材の育成・確保

- 若者世代を中心とした未来の働き手が市内から流出するを防ぐため、既存企業の魅力発信とあわせて、市内への就職促進を一体的に行っていきます。
- 市内高校生の地元就職意向は高いと言われているものの、市外の企業に就職する事例も見られることから、美唄在住の新規高校卒業者を始めとする若年者に対して、地元企業紹介冊子の作成及び企業情報ポータルサイトの構築などを通じて、市内企業の魅力ある情報を効果的に発信します。
- 教育機関との連携を強化し、地元高校生を対象とする地元就職応援合同企業説明会や社会体験学習会、技能習得等に対する支援を行います。
- 岩見沢ハローワークと連携により、美唄市ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」を設置・運営するとともに、就労支援相談員を配置するなど、就労支援に関する相談対応を行います。
- 建設、介護など職種に応じた情報提供やインターンシップ受入などを行い、企業が求める人材の確保・育成を支援します。
- 短期間働きたい市民と人手を求める企業や個人事業主をマッチングする「しごとコンビニ」事業について検討を進めます。
- ハローワークやシルバー人材センター等との強化し、子育て世代の女性や高齢者、氷河期世代の方々の雇用に関する機運醸成や、就業に係る情報提供、相談を行うなど、就業を促進します。
- 障がい者の就労を支援するため、ハローワークや保健福祉関係団体、経済団体等との連携を強化しながら、障がい者や企業に対し、障がい者雇用のPRや情報提供等による雇用に関する機運醸成や職場定着のための相談等を行います。
- 学生や即戦力となる人材の市内企業就職を促進するため、国及び市の移住支援金の活用やU I J ターンフェアの出展などにより、移住施策との連携を強化しながら、UIJ ターンの促進を図ります。
- 美唄市産業振興条例に基づき、一定投資額と新たな雇用者の増がある場合、新たに採用された雇用者数に応じた助成を行います。
- 関係機関との連携により、国際交流を始めとした外国人材との共生に向けた取組と連携しながら、外国人技能実習制度等の普及啓発を図るとともに、外国人材の受入に関する企業のニーズ把握や、地域や企業等における受入環境、支援制度等の調査・検討を行います。
- 将来的な美唄へのU I J ターンを見据え、「ふるさと美唄応援団」づくり事業を通じて、首都圏等の住民へ美唄との関わりのきっかけの提供や、美唄との関わりを楽しむ方々とのつながりを維持・強化するとともに、美唄の住まいや暮らし、仕事等の情報を発信し、関係人口の創出・拡大を図ります。

(2)就業環境の整備

- 商工会議所やハローワーク等の関係機関と連携し、労働相談事業や労働基本調査の実施、統計資料等を通じて、就労環境等の実態把握に努めます。
- 長時間労働の是正や年次有給休暇・育児介護休暇の円滑な取得をはじめ、安全で健康に働ける職場環境の整備など「働き方改革」の推進や、最低賃金制度や労働関係法令の遵守に向けて、関係機関と連携しながら、様々な機会を通じた周知・啓発や等相談対応を行うとともに、美唄市労働基本調査に合わせてリサーチプロモーションを実施します。
- 定年延長や非正規雇用労働者の正社員化等に取り組む企業に対して、国や道等と連携しながら、専門家の活用や相談対応、普及啓発、国・道の支援制度の活用等により、就業環境の改善に取り組む企業等を支援します。
- 季節労働者の通年雇用に向けた技術修得事業への支援を行うとともに、勤労者にとって働きやすい環境を整えるため、福利厚生支援を継続します。
- 美唄地域人材開発センター運営協会が実施する職業講習や、地元中小企業が行う人材育成・人材確保の取組を支援します。



(3)担い手農家の育成・確保

<家族経営など担い手経営体質の強化>

- 意欲の高い担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、農地の集積・集約化や新技術の導入、機械・施設の整備など、生産基盤の強化に向けた取組に対する支援を推進するとともに、農業経営の法人化を推進します。
- 担い手の農業経営の安定と経営体質の強化を図るため、農協・農業改良普及センターなどと連携しながら、経営診断等の経営指導を行うとともに、制度資金の活用促進や国の経営所得安定対策、本市の農業経営緊急対策利子助成事業などのセーフティネット対策等の活用を促進します。

<経営感覚を備えた農業経営者の育成>

- 優れた経営感覚を備えた農業経営者を育成するため各種研修会への参加を促進するとともに、国内

外への農業研修及びドローンの操作資格取得研修等に対し支援します。

- 農協や農業改良普及センターとの連携により技術・経営指導を推進するとともに美唄市農業士連絡会と連携した指導農業士・農業士の育成や青年農業者等の活動の取組を支援します。

＜新規就農者の育成・確保＞

- 将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、市内の小中学生に対し、農業体験や職場見学、出前授業を通じた農業者や農業団体等との交流など、農業の魅力を伝え、就農への動機付けとなる取組を推進します。
- 農業内外からの新規就農を促進するため、北海道農業担い手センターと連携して、求職者や学生を対象とした新規就農フェア等への参画により就農相談を行うとともに、情報発信を実施します。
- 国の農業次世代人材投資資金（準備型）や美唄市農業振興基金等の就農支援制度、地域おこし協力隊制度を活用して、新規就農者の経営安定に向けた支援を実施します。
- 関係機関・団体等と連携し、新規就農希望者が早期に農業経営が確立できるよう指導農業士が中心となっている美唄市農業士連絡会や空知農業改良普及センターなどと連携して効率的・効果的な研修を行う受入体制を整備します。
- 美唄市農業振興基金や国の交付金を活用した新規就農者への支援として、就農技術の習得に対する支援のほか、市内に居住し、営農を開始する農業者に安定した経営を図るための支援を実施します。

＜農作業受託組織の育成・強化＞

- 生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、農作業受託組織など経営体を支えるシステムづくりを促進します。
- 農作業受託組織の安定的な運営を図るため、オペレーター等の人材の確保と技術・能力の向上を推進するとともに、スマート農業技術や新たな生産システムの円滑な導入を促進します。

＜女性農業者の育成＞

- 農業経営における女性参画を推進するとともに、女性農業者の技術や経営など資質向上を図る取組を推進します。
- 女性同士のネットワーク強化や女性農業者の活躍に向けた意識啓発などを通じて、男女ともに能力を発揮できる環境づくりを推進します。

＜多様な人材の受入と働きやすい環境づくり＞

- 農作業の労働力確保として、スポーツ分野や福祉分野との連携による就労支援など農業関係以外からの多様な人材の確保を推進します。
- 他産業や異業種との連携による人材を受入れに向けた取組を進めてもなお不足する人材を確保するため、関係団体等との協議・連携しながら、特定技能制度による外国人材の円滑な受入に向けた環境の整備を推進します。

6 各産業の相乗効果と発揮する横断的な取組

○本計画の推進に当たって、農業、商工業、観光業の各産業の取組に加えて、各産業の相乗効果を発揮するための横断的な取組を行います。

(1) 農業・工業・商業・観光業など各産業の連携強化

○農商工連携・6次産業化をはじめ多様な産業分野の連携を図るためには、積極的に意見交換や情報共有ができる交流の場が必要です。市が異業種間の架け橋となり、積極的に異業種連携を促進します。

○異業種企業間での事業立ち上げに際しては、販売促進支援や創業支援などの専門的知識を有する商工会を通じたノウハウの提供など、側面的な支援を行います。

(2) シティプロモーションの推進

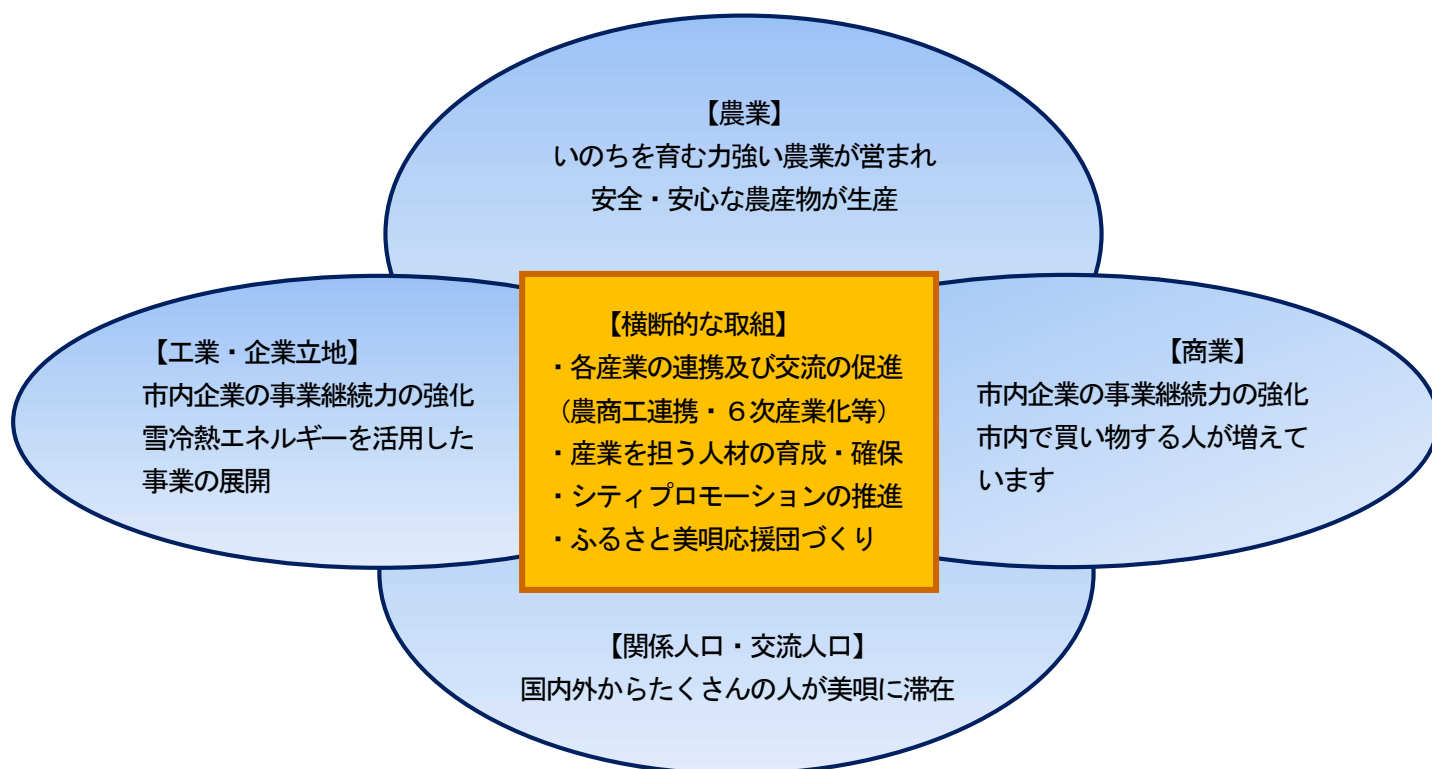
○市が有する地域資源の魅力を積極的かつ効果的に発信し、市への関心を高めることで、まちのイメージ向上を図ります。

○豊富な農産物、歴史文化、美しい農村景観や自然等、既存の地域資源を有効に活用し、特産品づくりを推進します。市民も巻き込みながら長期的な視点で取り組むことで知名度向上を図ります。

(3) ふるさと美唄応援団づくり事業等との連携

○美唄に所縁や思いのある個人・企業・団体が登録する「ふるさと美唄応援団」づくりを通じて、美唄農産物の魅力発信や、ふるさと納税の受入拡大、外国人も含めた観光入込客の拡大等の関係人口の創出・拡大に向けて取り組みます。

【横断的な取組のイメージ図】



第7章 計画の推進体制

本計画に掲げる施策を効果的、効率的に取り進めるため、市はもとより、事業者、産業団体などがそれぞれの役割を果たし、連携しながら一体となって取り組むとともに国や北海道に対しても、各種施策に対する支援を求め、総合的な対策を講ずることとします。

<役割分担>

1 事業者

○事業者は、自らの創意工夫及び自助努力を基に、経営基盤の安定、人材の育成及び従業員の福利厚生の実現に努めるとともに、周辺的生活環境との調和並びに市民生活の安全・安心の確保の配慮に努めます。

2 市民

○地域の消費者、労働者、地域活性化の担い手として、地産地消や地域商店街の利用、地域産業の理解などに努めるものとします。

3 産業団体

○事業者の自主的な努力と創意工夫への支援を引き続き行うとともに、本市の産業振興を担う中核的な主体として、事業者や関係機関との連携や交流促進に努めるものとします。

4 美唄市

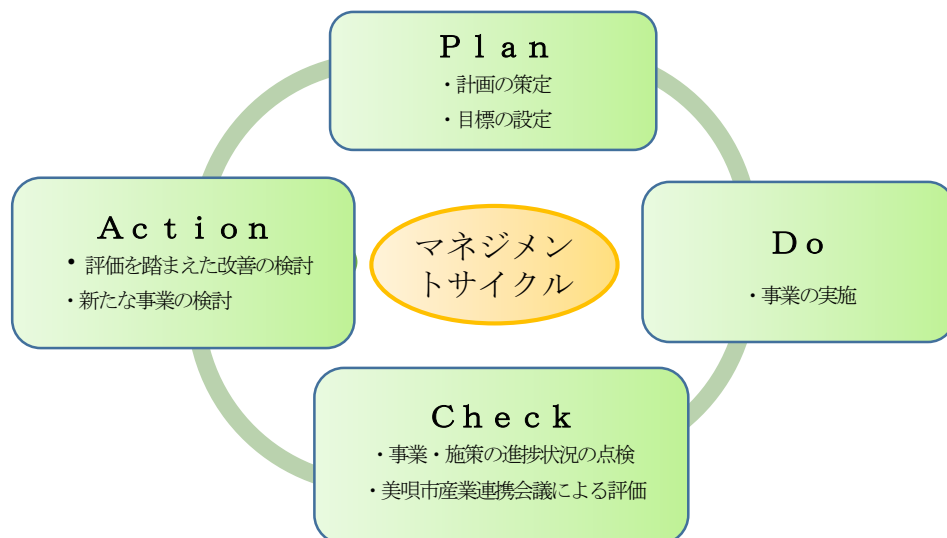
○各関係主体がそれぞれの役割を果たすために調整役を担うとともに、美唄市産業連携会議をはじめとして各産業間の連携・交流が促進するような機会を創出します。

○本計画の推進に当たって、事業者や産業団体との緊密な連携を基本に、国、道、周辺自治体との連携・協力を図りながら、円滑かつ効果的に進めていきます。

<進行管理>

○本計画に基づき実施する各事業について、総合計画における、事業の進行管理を行うとともに、Plan（計画策定）→Do（実行）→Check（評価・検証）→Action（改善・見直し）のPDCAマネジメントサイクルの考え方を踏まえ、美唄市産業連携会議において、毎年、進捗状況や点検評価を行います。

○なお、社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、美唄市産業連携会議等の意見を聴いて、計画の見直しなど必要な措置を行うこととします。



美唄市産業振興計画（第2次）

令和3年（2021年）3月

発 行 美唄市経済部経済観光課

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号

電 話 (0126) 63-0111

F A X (0126) 62-1088

Eメール sangyou@city.bibai.lg.jp